



平成24年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成25年2月12日（火）

午後6時30分から午後8時30分まで

場所：ワークピア横浜 2階「くじゃく」

次 第

1 委員紹介 資料1

2 横浜市社会福祉審議会の概要 資料2

3 議 題

- (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名
- (2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名
- (3) 幹事の任命
- (4) 社会福祉審議会答申（平成23年3月7日付）への取組について 資料3

4 報 告

- (1) 平成25年度健康福祉局予算（案）について 資料4
- (2) 地域主権改革（第1次及び第2次一括法等）に伴う条例の制定・改正について 資料5
- (3) 横浜市福祉のまちづくり条例の改正について 資料6
- (4) 「よこはま保健医療プラン2013」の策定について 資料7
- (5) 「第2期健康よこはま21」の策定について 資料8

5 その他

<配付資料一覧>

- 横浜市社会福祉審議会委員・臨時委員・事務局名簿 **資料1**
- 横浜市社会福祉審議会について **資料2**
(参考) 社会福祉法(抄)等 関係法令
- 社会福祉審議会答申(平成23年3月7日付)への取組について
 - ・ 答申 全体版 **別冊**
 - ・ 答申 概要版 **資料3-1**
 - ・ 答申に係る横浜市健康福祉局の主な取組について **資料3-2**
- 平成25年度 健康福祉局予算概要 **資料4**
- 地域主権改革(第1次及び第2次一括法等)に伴う条例の制定・改正について **資料5**
- 横浜市福祉のまちづくり条例の全部改正について **資料6**
- 「よこはま保健医療プラン2013」の素案について **資料7**
- 第2期健康よこはま21(案)の概要 **資料8**

横浜市社会福祉審議会委員名簿

(任期：平成25年1月12日～平成28年1月11日)

(敬称略)

		氏名	団体
市会議員	1	齋藤 伸一	市会健康福祉・病院経営委員会 委員長
	2	坂井 太	市会健康福祉・病院経営委員会 副委員長
	3	大山 しょうじ	市会健康福祉・病院経営委員会 委員
社会福祉事業従事者 (五十音順)	4	小池 純子	横浜市リハビリテーション事業団常務理事
	5	坂田 信子	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長
	6	佐々木 寛志	横浜市社会福祉協議会会長
	7	竹田 一雄	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長
	8	中西 晴之	横浜知的障害関連施設協議会会長
	9	中野 しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長
	10	長谷川 正義	横浜市民生委員児童員協議会会長
	11	早坂 由美子	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会副会長
	12	堀越 ひろみ	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人
	13	松井 住仁	横浜市福祉事業経営者会会長
学識経験者 (五十音順)	14	岩沢 弘秋	横浜市労働組合連盟執行副委員長
	15	熊澤 美香	横浜弁護士会 弁護士
	16	新保 美香	明治学院大学社会学部教授
	17	橋本 泰子	大正大学 名誉教授
	18	平井 晃	横浜市身体障害者団体連合会理事長
	19	藤塚 正人	神奈川新聞社編集局次長兼報道部長
	20	古谷 正博	横浜市医師会副会長
	21	横井 正巳	横浜市町内会連合会顧問
	22	渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部教授

横浜市社会福祉審議会 臨時委員 名簿

平成25年1月12日～平成28年1月11日
(敬称略)

	障害分野	委員名(敬称略)	所 属 職 名
1	肢体不自由	腰野 富久	横浜市立大学医学部 名誉教授
2	肢体不自由	伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
3	肢体不自由	白野 明	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
4	肢体不自由	前廣 進	前廣整形外科柳町診療所 院長
5	肢体不自由	安藤 徳彦	(前)横浜市市民総合医療センター リハビリテーション科 教授
6	肢体不自由	半澤 直美	横浜市南西部地域療育センター準備室長
7	視覚障害	水木 信久	横浜市立大学医学部 眼科教授
8	視覚障害	飯島 康仁	前横浜市立大学医学部 眼科准教授
9	聴覚～ そしゃく機能障害	大石 公直	横浜療育医療センター
10	聴覚～ そしゃく機能障害	持松 いづみ	横浜市立大学医学部 客員准教授
11	心臓 呼吸器機能障害	遠山 慎一	横浜船員保険病院 院長
12	心臓 呼吸器機能障害	大河内 明子	前横浜船員保険病院 呼吸器内科部長
13	じん臓機能障害	池田 弓子	前横浜南共済病院 副院長
14	ぼうこう 直腸、小腸機能障害	土屋 周二	横浜市立大学医学部 名誉教授
15	ぼうこう 直腸、小腸機能障害	大木 繁男	横浜市立大学附属市民総合医療センター 消化器病センター医師
16	免疫機能障害	立川 夏夫	横浜市立市民病院 感染症部部長
17	そしゃく機能障害	藤田 浄秀	横浜市立大学医学部 名誉教授
18	肝臓機能障害	多羅尾 和郎	神奈川県立がんセンター顧問 (たらお内科・消化器科 院長)

平成25年1月12日時点

横浜市社会福祉審議会 事務局名簿

健康福祉局長	おかだ てるひこ 岡田 輝彦
保健所長（担当理事兼）	とよざわ たかひろ 豊澤 隆弘
健康福祉局 医療政策室長	ますずみ としひこ 増住 敏彦
健康福祉局 医療政策担当部長（健康安全医務監）	しゅうり じゅん 修理 淳
健康福祉局 担当理事（保健医療医務監）	みずの てつひろ 水野 哲宏
健康福祉局 副局長（総務部長兼）	すずき としゆき 鈴木 紀之
健康福祉局 担当理事（企画部長兼）	とくだ ふみお 徳田 文男
健康福祉局 地域福祉保健部長	いそがい やすまさ 磯貝 康正
健康福祉局 生活福祉部長	ほんだ ひでとし 本田 秀俊
健康福祉局 障害福祉部長	かみやま あつし 神山 篤
健康福祉局 担当部長 （こころの健康相談センター長）	しらかわ のりひと 白川 教人
健康福祉局 高齢健康福祉部長	めんどり かずとみ 妻鳥 一富
健康福祉局 健康安全部長	はたざわ けんいち 畑澤 健一
健康福祉局 総務課長	さいとう きよし 齋藤 聖
健康福祉局 職員課長	おおもり けんじ 大森 健志
健康福祉局 企画課長	さとう ひろたか 佐藤 広毅
健康福祉局 医療政策課長	うおもと かずし 魚本 一司
健康福祉局 福祉保健課長	ふかがわ あつこ 深川 敦子
健康福祉局 保護課長	まきぐち とおる 巻口 徹
健康福祉局 障害企画課長	かしろ てつや 嘉代 哲也
健康福祉局 高齢健康福祉課長	まつうら じゅん 松浦 淳
健康福祉局 保健事業課長	なかじま まさゆき 仲嶋 正幸

平成25年1月1日時点

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

審議会は、社会福祉法第 8 条により委員 35 人以内で組織することとなっており、同第 9 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（22人）は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	10 人
学識経験のある者	9 人

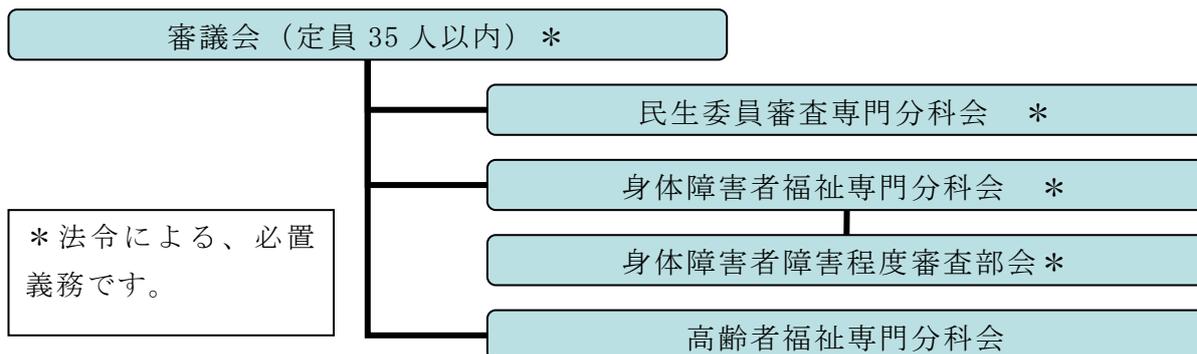
（参考）社会福祉法 第 9 条

地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期・報酬

任期は 3 年（平成 25 年 1 月 12 日～平成 28 年 1 月 11 日）、報酬は 14,000 円（日額）となっています。

5 組織（専門分科会及び審査部会）



6 これまでの審議会の開催状況

(平成23年度)

- ・ 審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(平成22年度)

- ・ 審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会（身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定）：12回
- ・ 横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する専門分科会：4回

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件	名
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	老人の居宅対策について	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	身体障害者の居宅対策について	
昭51. 7. 20	昭53. 2. 23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53. 7. 20	昭54. 4. 17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55. 3. 31		(答申)
昭53. 7. 20	昭55. 3. 31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55. 10. 30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59. 7. 5	昭60. 7. 15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61. 10. 27		(答申)
平2. 4. 27	平4. 12. 1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14. 12. 16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18. 1. 31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20. 7. 9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22. 8. 13	平23. 3. 7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	

社会福祉法 (抄)

昭和 26 年 3 月 29 日
法律 第 4 5 号

第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

第 8 条 地方社会福祉審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 9 条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第 8 条第 1 項中「35 人以内」とあるのは「50 人以内」と、前条第 1 項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日
最近改正 平成13年5月25日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所管事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
- (2) 身体障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 低所得者の福祉に関すること。
- (5) その他社会福祉の増進に関すること。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第4条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。

3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第6条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第9条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

1 横浜を取り巻く状況

年齢構成の変化

- 急速に進む高齢化
- 要介護認定者数は市内で約 20 万人、少なくとも約 10 万人が認知症高齢者に

家族の変化

- 単身又は夫婦のみ高齢者世帯の増加
- 単独世帯がさらに増加、今後最も多い世帯類型となる

地域の変化

- 郊外部の団地を中心に、コミュニティの次世代継承が困難な地域が発生
- 市民活動への参加意欲が減少
- 隣近所との付き合い方は希薄化
- NPO の数は、一貫して増加

技術・コミュニケーションの変化

- インターネット普及率は、すでに 8 割弱に
- ICT を活用したコミュニケーションが活発化
- 民間等の技術開発が活発化

雇用の変化

- 就職氷河期世代を中心に、失業者数が増加
- 女性の労働力率は向上
- 非正規雇用と賃金格差が拡大

行政の変化

- 福祉経費は一貫して増加、財政は硬直化
- 行政需要は増大・多様化自治体の責任・役割は増大

■様々な市民像（「横浜市民生活白書 2009」による 8 つの市民像）

- 「健康不安と孤立感の強い向老期」(5.6%) ⇔ 「生活不安がほとんどないリタイア世代」(9.1%)
 - 「最低生活の確保に強いリスクを抱えている」のは高齢期前と 20 代の若年世代
- このまま策を打つことができれば、2025 年には、社会の高齢化に伴う人材・財源不足と若年世代の弱体化という 2 つの大きな課題を背負いかねない

■まとめ

- 超高齢社会の問題を、高齢者の問題として特化せず、社会構造全体の問題として、若年世代も含めて考えていく
- 課題への対処療法ではなく、あるべき姿から逆算して考える（既存の社会システムの延長線上での対策は不十分）
- 地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出す

2 横浜における福祉社会構築の方向性

今後見込まれる変化を考えると、従来の社会保障(公助)だけでは限界。超高齢化する横浜を支えていくためには、既存の公助のほころびを直すだけでなく、**市民の自立(自助)を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み(共助)を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員すべき。**

自助の領域のあるべき方向性～市民主体の領域～

【方向性①】高齢者の現役化などにより、経済面での自立度が高まっている

- 地域での雇用ニーズに対して地域の人材を供給し、「地産地消型の労働市場」を拡大させるなど、高齢者も活躍できる領域を確保する
- 市民が様々なサービスを安心して享受でき、経済的な活動が活性化されるよう、消費活動を促進する

【方向性②】市民の健康づくりに対する取組が進み、健康面での自立度が高まっている

- 市民や企業が健康づくりに主体的に取り組むインセンティブ(動機)をつくる
- ポピュレーションアプローチと、ハイリスクアプローチを組み合わせ、健康政策の効果を高める

共助の領域のあるべき方向性～地域主体の領域～

【方向性①】地域に愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域の活動に積極的に参加する意識が醸成されている

- 面白い機能をつけたり、着眼点をかえるような機会を与えることで、参加したくなる「きっかけ」をつくる
- 業務で習得したスキルを生かしたり、遊休化している資産を貸したりするなど、多様な参加の仕方を作る
- 学校教育と連携し、地域活動へ参加することの価値観を醸成するなどの取組をすすめる

【方向性②】市民の地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している

- 地縁組織(自治会・町内会等)と志縁組織(NPO 等)のお互いの強みを生かし、連携する
- ICT など新たなコミュニケーションツールを活用して、「顔の見える関係」を補完する
- 多世代交流や、活動を通じて人材を育成する仕掛けなど、組織の活性化策を組み込む
- 地域ケアプラザなどを中核に、きめ細かいサービスを提供している様々な活動をランチ化する
- 社会的企業(ソーシャル/コミュニティビジネス)の注目が高まる中、事業・ビジネスとして成立させる仕組みを考える

【方向性③】地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分(サービス)が補完されている

- 見守りネットワークや、買い物支援サービスなど既存の活動を奨励・促進する
- 地域の人たちが世代を超えて実家のように集まれる場所など、より小さい単位で、集える場を創出する
- ホームシェアや高齢者向け住宅との連携など、住まい方と家族機能の補完を一体的に考える

公助の領域のあるべき方向性～行政主体の領域～

【方向性①】地域の活性化を通して福祉社会の支え手が増加している

- 成長戦略の視点に立って地域における雇用を創出し、地域の人材を供給するなど、地域経済活性化による歳入増加策を考える
- 魅力的な制度を打ち出し、いわゆる生産年齢人口を呼び込むことで、生産年齢人口の割合を高める

【方向性②】満足度を下げずに行政サービスの提供方法が見直されている

- 年齢要件で一律的に提供している行政サービスの見直しなど、根本に立ち返って行政サービスの対象者や提供方法を見直す
- 他の行政サービスとの連携や、予防的施策の展開により、市全体の負担を抑制する、という観点(全体最適)で考える

【方向性③】自助や共助の力を引き出す環境が整っている

- 自助や共助の力を引き出す行政の「責任」と、事業として実際に展開する「手法や実施主体」を切り分けて考える
- 行政の縦割りの現状を認識しつつ、各制度をつなぐ機能や仕組みをつくる
- 自助・共助・公助の領域にとどまらず、地域・市民・行政の関与すべき度合を常に見直し「新たな助け合いの領域」の創造を模索する

3 2025 年への提言

1 2025 年に向けた「つながり方」－新たなおせっかいの提案－

市内で単独世帯が増加し、近所付き合いが希薄化する一方で、新しい「つながり方」の模索が、様々な地域で始まっている。楽しみながら社会とつながるインセンティブをつくったり、施設の運営や地域コーディネーターへの支援措置を充実したりすることが求められる。また、要援護に関する情報を、これまでより積極的に地域に提供することも検討すべきである。

さらに、共助による「つながり」を期待できない地域は、ICT(情報通信技術)の活用による見守り機能や、地域包括センターの全数調査に基づく伴走機能などの取組を、地域特性に合わせて行政が積極的に支援していく必要がある。

2 2025 年に向けた「働き方」－新たなワークスタイルの提案－

高齢化が一層進む中、介護・医療分野が今後の雇用の大きな受け皿となる。

また、地域の雇用ニーズを創出し、地域の人材を供給する“地産地消”型の労働市場をつくることも検討すべきである。

さらに、シルバー世代も含め、誰もがより長く楽しみながら労働できるような環境の整備、従来の労働とは違った価値観の醸成なども重要である。

3 2025 年に向けた「住まい方」－多様な住宅ストックの活用提案－

地域で住み続けるためには、住宅そのものの居住性はもちろん、買い物など日常生活に必要なサービスや、いざというときの医療・介護等のサービスを確保し、そのうえさらに、年金を中心とする自らの収入の範囲内で収めることが求められる。

横浜には集合住宅、戸建住宅など多くの住宅ストックがあるが、最近では空き家や空住戸が目立つ地域も出てきた。これからの高齢者の住まいのニーズに対応するために、高齢者向けの新たな住宅整備に加え、空き家や空住戸も積極的に活用することが重要である。

＜取組の進め方＞

- ① 先進的事例・プロジェクトを積み上げる
- ② 既存資源を最大限に活かす
- ③ 様々な主体とともに、解決策を考える

横浜市社会福祉審議会答申(平成23年3月7日付)に係る

横浜市健康福祉局の主な取組について

つながり方	働き方	住まい方	事業名 (下段は概要及び24年度実績)
1	○		<p><u>孤立予防対策</u></p> <p>概要：孤立死が大きな社会問題となっている中、昨今の事例を踏まえ、地域の活動主体が、日常生活や日常業務の中でさりげなく様子を伺い、異変を発見した場合に警察、消防、区役所などの関係機関に連絡を行う「緩やかな見守り」により、地域の中で、気づきの目を拡大し、重層的なつながりづくりを推進します。</p> <p>実績：横浜市孤立予防対策検討委員会開催（全4回）と報告書のまとめ ライフライン系事業者など7者の事業者と連携した全市的な見守り</p>
2	○		<p><u>災害時要援護者支援事業</u></p> <p>概要：地震等災害発生時に、自力避難が困難な高齢者や障害者等要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるために、平常時から要援護者への声かけや見守りなど、地域の自主的な取組を支援します。</p> <p>実績：①これまでの取組をふまえ、要援護者支援の取組が市全域に広がるよう、地域の自主的な取組を支援 ②行政が保有する災害時要援護者の個人情報、要援護者からの拒否の意思表示がない限り、地域の自主防災組織に提供するための根拠となる条例を整備</p>
3	○		<p><u>ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業</u></p> <p>概要：ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるようにします。把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、区福祉保健センターと連携して実施します。</p> <p>実績：214地区（18区）で実施</p>
4	○		<p><u>地域の見守りネットワーク構築支援事業</u></p> <p>概要：地域における高齢者等の孤立予防の一環として、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による地域の見守りネットワークの構築を支援します。</p> <p>実績：6地区（6区）でモデル実施</p>

つながり方	働き方	住まい方	事業名
5	○		<p><u>地域福祉・交流拠点モデル事業</u> 概要：空き店舗等を活用し、多世代の地域住民の交流を促進するため、地域サロンなどの交流拠点の整備を支援します。</p> <p>実績：開所済 3 か所（平成22年度から実績） 整備中 2 か所</p>
6	○		<p><u>後見的支援推進事業</u> 概要：障害のある人が地域で安心して暮らすために必要な日常生活の見守りや将来の不安に関する相談、権利擁護を行う後見的支援体制の構築を進めます。</p> <p>実績：平成22年10月制度開始；登録者数 4 区253人（平成24年12月末現在） 平成25年 3 月新規 3 区開始（累計 7 区） 平成26年 3 月新規 4 区開始予定（累計11区予定）</p>
7	○		<p><u>市民後見人養成・活動支援事業</u> 概要：同じ市民の立場で、法的に認められた権限を持って、被後見人を見守り支える市民後見人を養成し、地域における権利擁護を推進します。</p> <p>実績： ①市民後見人養成研修の実施 平成24年10月から平成25年 3 月まで、受講申込者151人、受講決定者91人 ②学識経験者や弁護士などで構成する市民後見推進委員会を開催（4回） 【内容】養成研修・実務実習カリキュラム、選考基準の検討 養成研修・実務実習受講者の選定に関する審査 等</p>
8	○		<p><u>元気づくりステーション事業</u> 概要：高齢者が身近な地域で人とつながりながら、健康づくり・介護予防に取り組めるよう、地域の高齢者が主体となって行う介護予防のグループ活動を支援します。</p> <p>実績：モデル実施する地区を各区で1～2か所選定し実施 27グループ（平成25年 3 月末までに活動開始予定）</p>
9	○	○	<p><u>地域医療連携推進事業</u>（平成23年度までは、在宅療養連携推進事業） 概要：医療・介護サービスの一体的提供を可能とするために、在宅医等のネットワークを構築して、医療・介護ニーズを併せ持つ在宅患者等の療養環境の充実を図ります。</p> <p>実績： ①在宅療養連携推進協議会；2回開催（予定） ②在宅医等ネットワーク強化支援；2事業者対象（西区多職種連携協議会〔西区〕、瀬谷区医療・介護ネットワーク〔瀬谷区〕）</p>

つながり方	働き方	住まい方	事業名
10	○	○	<p><u>持続可能な住宅地モデルプロジェクト（局区横断プロジェクト）</u></p> <p>概要：生活圏の拠点となる駅周辺等に、周辺住民の生活を支えるために必要な機能を集積するなど、超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築を3地区で実施します。</p> <p>実績：①たまプラーザ駅周辺（連携先：東急電鉄（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代郊外まちづくりキックオフフォーラムの開催（市民参加） ・まちづくりワークショップ等の開催（市民参加） ・地域包括ケアシステム推進部会の設立、開催 （参画者：横浜市、医療・介護事業者、鉄道事業者等） <p>②洋光台周辺（連携先：UR都市機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、テーマ別検討会の開催（市民参加） <p>③十日市場町周辺；今後の進め方について庁内調整中</p>
11	○		<p><u>地域医療を支える市民活動推進事業</u></p> <p>概要：小児救急医療の適切な受診を推進し、市民自らが医療を守る意識を醸成するために、医療機関や子育て団体等の市民団体と協働で啓発を進めます。</p> <p>実績：①市民向け講座等の開催：18区</p> <p>②情報発信；ホームページ作成、冊子発行、相談窓口等：10区</p> <p>③小児救急イベント：4会場</p>
12	○		<p><u>介護支援ボランティアポイント事業</u></p> <p>概要：元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことによりポイントがたまり、ポイントに応じて換金または寄付ができるしくみで、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。</p> <p>実績：①登録者数；7,079名（平成24年12月31日現在）</p> <p>②受入施設数：302施設（平成25年1月1日現在）</p> <p>内訳：特別養護老人ホーム102、老人保健施設46、地域ケアプラザ119、その他施設35</p>
13	○		<p><u>福祉人材確保事業</u>（ヘルパー増加作戦・マッチング支援）</p> <p>概要：訪問介護員養成研修（2級）課程を受講して市内福祉施設に就職した方に対して受講料を補助します。また、インターネット上で身近な福祉関連施設の求人情報を提供するとともに、中高生向けに介護の仕事の啓発を行います。</p> <p>実績：補助対象者数；225人（平成25年1月1日現在）《目標500人》</p> <p>平成21年度からの累計；2,663人（平成25年1月1日現在）</p>

つながり方	働き方	住まい方	事業名
14	○	○	<p><u>医療人材確保対策事業</u>（医師等人材及び看護人材）</p> <p>概要：24時間院内保育所の運営費やベビーシッター利用料を補助するなど、働きやすい環境づくりを進めます。また、出産や育児等の理由で職場を離れている潜在看護師の復職支援や看護への関心・理解促進のためのイベントへの助成、看護人材養成のための市内3か所の看護専門学校への運営費の助成などを行います。</p> <p>実績：①24時間院内保育所運営費補助；2か所 ②看護職復職支援事業；5団体 ③かながわ看護フェスティバル；1回 ④看護専門学校運営費補助；3団体</p>
15	○	○	<p><u>高齢者の住まい・生活支援事業</u></p> <p>概要：高齢者が地域で住み続けられるよう、生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。また、高齢化が進んでいる団地において、地域交流や見守りなどができる拠点づくりを支援します。</p> <p>実績：よこはま多世代・地域交流型住宅；市有地を活用した整備・運営事業者決定（1か所） 団地への取組；4団地で検討。うち2団地で拠点整備予定。</p>
16	○	○	<p><u>サービス付高齢者向け住宅</u></p> <p>概要：ケアの専門家が常駐し、生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、住宅の登録や事業者に対する指導・監督を行い、国の補助制度を活用して供給を支援します。</p> <p>実績：平成23年10月登録開始；市内登録数42か所1,642戸（平成25年2月1日現在）</p>

孤立化、孤立死防止のため、民間事業者と連携し、地域の見守り体制を強化します！

～ 緩やかな見守りに7者が協力！ 地域に気づきの目が広がります ～

全国で相次ぐ孤立死の発生を受け、本市においては、「孤立予防対策検討委員会」を設置し、地域における孤立予防対策の検討を行い、報告書をまとめました。

この中で、孤立予防対策の1つの取組として、これまでも行われてきた「定期的、専門的な見守り」に加え、日常業務の中で異変を発見した場合に関係機関に通報する「緩やかな見守り」における気づきの目を拡大し、地域の中で重層的なつながりづくりを進めていく必要があると結論付けています。

これを踏まえ、日常業務で地域に密着したサービスを提供する関係事業者に対し、「緩やかな見守り」への協力を依頼し、連携による見守り体制を強化し、地域のつながりづくりを進めていきます。

1 協力事業者（50音順）

- ・神奈川県LPガス協会 横浜市内5支部
- ・京浜新聞販売組合
- ・生活協同組合コープかながわ
- ・日本郵便株式会社 南関東支社
- ・東京ガス株式会社 横浜支店
- ・東京電力株式会社 神奈川支店
- ・横浜市水道局

2 協力依頼内容

協力依頼書に基づく「緩やかな見守り」への参加などの協力を依頼します。

- ・市民の方から生活困窮に係る申し出があった場合の、生活保護の案内チラシの配布（業務実態に応じて関係事業者にのみ依頼）
- ・検針や配達等の日常業務の中で何らかの異変を発見した場合の、区役所又は警察・消防へ通報

< 通報の目安 >

①生命の危機が疑われる場合

⇒警察、消防への連絡を要請

部屋の中から異臭がする、窓等から人が倒れているのが見える 等

②緊急性が予見され、安否確認等の必要性が感じられる場合

⇒区役所の連絡窓口への連絡を要請

- ・これまで長期にわたって不在にする際などは連絡があったが、連絡がなく、郵便受けに新聞や郵便物等が溜まっている。
- ・何日間も同じ状態で、洗濯物が干したままになっている 等

3 取組による効果

- ・孤立予防対策に関する意識啓発
- ・業務実態に応じた緩やかな見守りへの参加による重層的なつながり及び異変の早期発見

4 スケジュール

事業者内の周知期間を経て、平成 25 年 1 月中旬からの運用開始を予定しています。

5 添付資料

横浜市孤立予防対策検討委員会報告書

お問い合わせ先

健康福祉局 福祉保健課長 深川 敦子 Tel 045-671-3994

検討委員会報告書の主なポイント

1 基本的な考え方

- 突発的な事故、疾病等により「誰にも看取られない死」を迎える可能性は誰にでもあるが、死後、長期間発見されない事態は防ぐ必要がある。
- 地域等との関わりが乏しい状況の中で、必要な支援やサービスが受けられない、または、支援を求めることができないことに誰も気づかない状況や、その状況下での死、さらには、それに起因する連鎖的な死を防ぐことが必要である。
- 孤立予防対策を進める上では、困った時に「助けて」といえる連絡先や相談先を決めておく等の「自助」がまず必要になる。あわせて、隣近所への気づきの目を広げる、地域の中で支えあう等の「共助」、行政機関、サービス事業者等が行う「公助」を組み合わせる必要がある。
- 地域に住む一人ひとりの住民が日常生活のどこかで、何らかの関わりやつながりを持つことができる地域づくりを進めていくことが、孤立予防対策につながる。
- 行政、地域、関係事業者等の役割を明確にし、様子がおかしい等の「異変」を発見した際の対応を明確にすることが孤立死の未然防止、早期発見等につながる。

2 地域のつながりの現状

現在も福祉保健サービスや、定期的な見守り等の支援が必要と判断され、本人等にも利用意向がある場合には、専門的な支援や地域における見守り活動などの「定期的、専門的な見守り」が行われています。

これらの支援をとおして、日常生活におけるつながりが保たれています。

< 「定期的、専門的な見守り」の例 >

○介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者による支援

介護保険サービス、障害福祉サービスの提供 等

○地域が主体となって行っている活動

民生委員・児童委員等による定期訪問活動、配食、会食サービス、サロン活動 等

○横浜市が施策として取り組んでいる主な事業

地域福祉保健計画推進事業、ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業、民間活力による高齢者見守り推進事業（食事サービス・買い物サポート）、災害時要援護者支援事業、あんしん電話 等

その一方で、支援が必要であるにも関わらず、以下のような理由で支援につながっていない人がいることも事実であり、この現状を踏まえた対策が求められています。

- 隣近所等の付き合いの希薄化による地域コミュニティの機能低下や個人のプライバシーに関する住民の意識が高まる中で、支援が必要な人の情報を把握することが難しくなっている。
- 申請主義に基づき提供されるサービスが多い中、行政であっても支援を拒否する人に対し、具体的なサービスにつなげることが難しい。

3 今後の孤立予防対策の考え方

検討委員会では、今後の孤立予防対策について以下のように整理しました。

○孤立予防対策を進めるにあたっては、地域のつながりや支えあい重要であり、これまでも行われてきた自治会町内会への加入勧奨や地域活動等による地域のつながりづくりや、見守り活動の継続が必要。

あわせて、地域住民一人ひとりがちょっとした関心を隣近所に向けるための意識啓発が必要。

○昨今の事例を踏まえ、「定期的、専門的な見守り」に加え、「緩やかな見守り」により、気づきの目を拡大し、地域の中で重層的なつながりづくりを進めていくことが必要。

※緩やかな見守り：地域の活動主体が、日常生活や日常業務の中でさりげなく様子をうかがい、異変を発見した場合に、警察、消防や区役所などの関係機関への連絡を行う。

平成 25 年 2 月 12 日
横浜市社会福祉審議会

資料 4



平 成 2 5 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

少子高齢化は、本市においても急速に進展しており、単身高齢者世帯の増加や地域のつながりの希薄化という傾向が、年々深刻化するとともに、団塊の世代が後期高齢者となり、医療費など社会保障費の急増が見込まれる「2025年問題」への対応が求められています。

また、長引く景気の低迷を背景に、経済や雇用等において非常に厳しい情勢が続く中、生活困窮者の増加が大きな課題となっています。

一方で、将来に向けて、子どもから大人まで福祉・保健・医療の各分野における市民生活の安心・安全を確保するため、施策の着実な実施とともに、一層「予防・自立・備え」にも重点を置いて取り組んでいくことが必要です。

平成25年度の健康福祉局予算は、これらの視点を重視しつつ、中期4か年計画の最終年として“成果”を確実に出せるよう、市民の皆様への「今日の安心、明日の安心、そして将来の安心」の実現に向け、「限られた財源」の中で、その効果を最大限発揮するための予算としています。

その中でも特に、

- 身近な地域で医療や介護を受けることのできる体制づくり
- 健康づくり、疾病予防、介護予防対策の充実
- 生活困窮者を対象とした支援の強化など、自立支援策の充実
- 災害発生時の医療体制等の充実
- 持続可能な各種福祉保健医療制度の構築

を健康福祉局の重要課題として掲げ、こうした課題に最優先に取り組みます。

主な取組として、まず、平成25年度が計画の初年度となる「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」等を踏まえ、がん検診の普及等に取り組むとともに、在宅医療と在宅介護の連携、市民一人ひとりが健康づくりに取り組む仕組みの構築を進めます。また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステムの実現」や介護予防事業の充実、認知症疾患医療センターの拡充、将来にわたるあんしん施策として後見的支援制度の実施区の拡大などにも取り組みます。

次に、増大する扶助費の縮減に向け、被保護者自立支援プログラムの更なる拡充、生活困窮者支援のモデル事業やハローワーク機能の区役所内設置などを進めるとともに、不正受給防止対策を含めた生活保護制度の適正運用にも取り組みます。

また、東日本大震災の教訓をもとに、災害発生時の医療体制を充実するため、休日急患診療所等の通信体制の強化、薬局等への緊急持ち出し医薬品の配備等を行います。さらに、条例に基づき要援護者の個人情報地域に提供できるようにして、発災時の支援に備えます。

一方、各種福祉保健サービスを今後も安定的に継続して必要な方に提供できるよう、必要な施策を展開するとともに、障害者の移動支援施策を再構築し、対象者を拡大します。また、国民健康保険においては、政令改正による保険料の算定方法の変更に伴う対応を行うとともに、重度障害者医療費助成では、精神障害者への対象拡大を行います。

さらに、放射線対策の実施や、福祉のまちづくり、福祉保健医療人材の確保など重要な課題への対応も着実に進めます。

平成25年度 健康福祉局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	増△減	増減率	備考
7 款					
健康福祉費	297,548,436	285,687,320	11,861,116	4.2	
1 項					
社会福祉費	41,288,538	40,107,241	1,181,297	2.9	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	83,117,848	76,789,672	6,328,176	8.2	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	10,083,758	10,045,504	38,254	0.4	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	130,299,801	128,315,287	1,984,514	1.5	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	12,170,542	9,789,358	2,381,184	24.3	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	18,090,023	18,307,292	△ 217,269	△ 1.2	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,497,926	2,332,966	164,960	7.1	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	107,945,501	104,789,568	3,155,933	3.0	
1 項					
特別会計繰出金	107,945,501	104,789,568	3,155,933	3.0	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	405,493,937	390,476,888	15,017,049	3.8	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	370,124,361	359,535,112	10,589,249	2.9	
介護保険事業費会計	222,055,548	213,391,093	8,664,455	4.1	
後期高齢者医療事業費会計	62,968,847	63,060,771	△ 91,924	△ 0.1	
公害被害者救済事業費会計	47,906	41,504	6,402	15.4	
新墓園事業費会計	294,773	600,543	△ 305,770	△ 50.9	
特別会計計	655,491,435	636,629,023	18,862,412	3.0	

健康福祉局一般会計予算案の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(42.8)	(43.7)
	173,587,973	170,830,687
一般財源	(57.2)	(56.3)
	231,905,964	219,646,201
合	(100)	(100)
計	405,493,937	390,476,888

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進	4
1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域ケアプラザ整備・運営事業
3 福祉人材確保事業	
II 高齢者保健福祉の推進	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
6 介護保険事業	11 低所得者の利用者負担助成事業
7 地域支援事業（介護予防事業）	12 高齢者の社会参加促進
8 地域支援事業（包括的支援事業）	13 地域密着型サービス推進事業
9 地域支援事業（任意事業）	14 特別養護老人ホーム等整備事業
III 障害者施策の推進	16
・ 障害福祉主要事業の概要	20 小規模通所施設補助事業
・ 将来にわたるあんしん施策	21 障害者施設整備事業等
15 障害者相談支援事業等	22 自殺対策事業
16 障害者居宅介護事業	23 精神科医療体制の確保
17 障害者移動支援事業	24 重度障害者医療費援助事業
18 障害者の地域生活支援事業	25 障害者就労支援事業
19 障害者グループホーム設置運営事業	
IV 生活基盤の安定と自立の支援	26
26 生活保護事業	29 後期高齢者医療事業
27 援護対策事業	30 国民健康保険事業
28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	
V 地域医療体制の確保と充実	30
31 医療政策の推進	34 災害医療体制の充実
32 小児・産科・周産期医療体制の充実	35 救急医療体制の充実
33 地域医療体制の確保	
VI 健康で安全・安心な暮らしの支援	34
36 予防接種事業	43 動物の愛護及び保護管理事業
37 感染症・食中毒対策事業等	44 健康づくりの推進
38 新型インフルエンザ対策事業	45 がん検診事業
39 医療安全の推進	46 公害健康被害者等への支援
40 放射線対策推進事業	47 斎場・墓地管理運営事業
41 食の安全確保事業	
42 快適な生活環境の確保事業	
・ 外郭団体関連予算案一覧	42

◇冊子中の表記の説明

【中期】 「横浜市中期4か年計画」で「目標達成に向けた主な事業」として掲載されている事業です。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等		事業内容 地域と関係機関、団体等と行政が協働して、地域づくりや見守り、支え合いの取組を進めます。 1 地域福祉保健計画推進事業【中期】〈拡充〉 5,000千円 地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあいを進めていくための仕組みづくりとして第3期横浜市地域福祉保健計画を策定します。 (計画期間：26～30年度) また、第2期市計画を推進するとともに、区計画の推進を支援します。 2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業【中期】 25,854千円 ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をも民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるよう支援します。 また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施します。
	本年度	千円 252,178	
	前年度	265,648	
	差引	△ 13,470	
本年度の財源内訳	国	205,001	
	県	—	
	その他	2,903	
	市費	44,274	
3	地域の見守りネットワーク構築支援事業 17,149千円 地域における高齢者等の孤立予防の一環として、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワークの構築を支援します。 活動助成：18地区		
4	地域福祉・交流拠点モデル事業 150,000千円 身近な地域に、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用を補助します。 工事費等補助：上限30,000千円 5か所		
5	災害時要援護者支援事業 【中期】 49,000千円 (1) 災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を円滑に進めていくために、行政が保有する要援護者の個人情報を自主防災組織に提供する「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。 〈拡充〉 (2) 特別避難場所備品整備を促進します。 〈新規〉 3,000千円×6区 (※3か年で18区整備)		
6	区福祉保健センター職員の人材育成 〈拡充〉 5,175千円 (1) 専門職人材育成ビジョン(仮)を策定し、新たな研修体系に基づく階層別研修・技術研修等の実施により、地域福祉保健推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。		

2	権 利 擁 護 事 業	事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。	
本 年 度		千円	1 横浜生活あんしんセンター運営事業 205,330千円 権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる運営費を助成します。 また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行うとともに、関係機関等と連携し、権利擁護を推進します。
前 年 度			さらに、区社会福祉協議会による法人後見実施に向けた全区での体制を整備します。
差 引			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	152,498	2 成年後見制度利用支援事業 83,254千円 制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。 申立て費用については、区長が申立を行った人のみを対象としています。
	県	17,114	
	その他	23,254	
	市 費	141,058	
3 成年後見制度利用促進事業 11,330千円 (1) 成年後見サポートネット 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や情報交換を行い適切な制度活用と連携を促進します。 また、市民後見人養成を行う西区・緑区・青葉区では、新たに市民後見人の支援を行う機能を追加するとともに、ネットワークを強化し、重層的な権利擁護体制を構築します。			
(2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。			
4 市民後見人養成・活動支援事業 34,010千円 (1) 市民後見人養成課程実務実習の実施 24年度に開始した第1期市民後見人養成研修を修了した方を対象に、被後見人等への具体的な支援や実務を実地で学ぶ実務実習を実施します。			
(2) 市民後見人養成・活動支援の体制の構築 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人の活動支援体制を構築します。			

3	福祉人材確保事業		事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行います。 1 福祉人材の就業支援 11,617千円 (1) ヘルパー増加作戦事業【中期】 初任者研修課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し受講料を補助します。 (2) 福祉人材のマッチング支援 インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報を提供し就業者数の増加を図ります。 (3) 介護の仕事のイメージアップ (4) 将来の介護人材育成確保事業 (5) 介護人材就業セミナー等支援事業 2 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 74,764千円 市内の介護サービス事業者等に、介護資格取得を目指す方の新規雇用を委託し、雇用創出を図ります。 3 海外からの介護福祉人材就労支援事業 54,198千円 経済連携協定に基づきインドネシア・フィリピンから来日した介護福祉士候補者の施設での就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得の支援を行います。
本年度		千円 140,579	
前年度		215,273	
差 引		△ 74,694	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	74,764	
	その他	—	
	市 費	65,815	

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。 1 福祉のまちづくり条例推進事業 13,169千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 条例施行規則の改正及びこれに伴う施設整備マニュアルの作成、周知等 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 32,555千円 ノンステップバス導入のための補助 59台
本年度		千円 45,724	
前年度		68,857	
差 引		△ 23,133	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	630	
	市 費	45,094	

5	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。
本年度	千円 3,278,784		1 整備事業 470,826千円 建設等6か所（前年度5か所）
前年度	3,059,473		(1) 新規建設等 3か所 〔 着工 1か所 [馬場] (仮称) しゅん工 2か所 (累計132か所) [白根、新羽] (仮称) 〕
差 引	219,311		(2) 設計等 3か所 [日限山、二俣川、すすき野] (仮称)
本年度の 財源内訳	国	32,000	2 運営事業 2,807,958千円
	県	1,000	(1) 運営 130か所 (既設)
	その他	372,889	(2) 施設機能
	市 債	17,000	ア 地域活動交流
	市 費	2,855,895	イ 地域包括支援センター (予算は11ページ8の1に計上) ウ 福祉保健サービス (デイサービス等)

(3) 地域福祉コーディネーター養成研修 **〈拡充〉**

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。
(P.11の8参照)

[建設等6か所]

	所在区	名称	事業内容等	しゅん工 予定	開所 予定
継続	新規建設	1 鶴見区	馬場 (仮称)	着工	26年度
	継続設計	2 港南区	日限山 (仮称)	実施設計	27年度
	再開発 ビル 床取得	3 旭区	二俣川 (仮称)	床取得費 (25年度分) 床取得費 (26~29年度) に係る債務負担行為の設定	29年度
新規	新規 設計等	4 旭区	白根 (仮称)	内装工事、民間ビル賃貸借	26年2月
		5 港北区	新羽 (仮称)	民間ビル賃貸借による整備	26年4月
		6 青葉区	すすき野 (仮称)	測量・地質調査等	28年度

※新規設計等3か所は、「地域ニーズに沿った施設のあり方検討プロジェクト」の結果を踏まえた新たな手法による整備。

Ⅱ 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付（9 ページ：6 番）211,431,946千円

在宅(居宅)サービス 109,611,117千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

地域密着型サービス

20,993,304千円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・複合型サービス

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 9,718,004千円

施設サービス(介護保険3施設)

67,970,348千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 12,857,177千円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業（10～11ページ）4,869,342千円

介護予防事業 430,076千円 (10ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・介護予防推進事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・介護支援ボランティアポイント事業

包括的支援事業 3,251,615千円 (11ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 1,187,651千円 (11ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・地域で支える介護者支援事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・訪問指導事業

3 その他事務費 5,754,260千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス（12ページ：10番）1,267,255千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・認知症支援事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・療養通所介護促進等事業
- ・高齢者の住まい・生活支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・中途障害者支援事業

5 低所得者の利用者負担助成事業（13ページ：11番）101,219千円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

介護
保険
事業
費
会
計

一
般
会
計

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第5期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。 1 被保険者 (25年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約81万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約130万人 2 要介護認定 (25年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約13.7万人 3 保険給付 保険給付費 211,431,946千円 (1) 在宅介護サービス給付費 109,611,117千円 (2) 地域密着型サービス給付費 20,993,304千円 (3) 施設介護サービス給付費 67,970,348千円 (4) 高額介護サービス費等 12,857,177千円 4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>5,000円(24～26年度) (21～23年度4,500円) (2) 保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免
	本年度	千円 222,055,548	
前年度	213,391,093		
差引	8,664,455		
本年度の財源内訳	国	45,183,382	
	県	31,810,998	
	第1号保険料	48,403,179	
	第2号保険料	61,427,207	
	基金繰入金等	2,939,310	
	市費	32,291,472	

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.45	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	27,000円(月2,250円)
第2段階	0.45	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 27,000円(月2,250円)
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 36,000円(月3,000円)
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者) 39,000円(月3,250円)
第5段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 57,000円(月4,750円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 60,000円(月5,000円)
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者) 66,000円(月5,500円)
第8段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者) 75,000円(月6,250円)
第9段階	1.50		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 90,000円(月7,500円)
第10段階	1.60		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 96,000円(月8,000円)
第11段階	1.85		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 111,000円(月9,250円)
第12段階	2.15		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 129,000円(月10,750円)
第13段階	2.45		(合計所得金額1,000万円以上の者) 147,000円(月12,250円)

7	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) <small>※6「介護保険事業」の再掲</small>	事業内容 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業を実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。	
本 年 度	千円 430,076	1 地域づくり型介護予防事業【中期】 134,034千円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を、区及び地域包括支援センターが行います。 ア 介護予防普及啓発 介護予防に関する講座やイベント、啓発媒体や広報による普及啓発を行います。 イ 地域介護予防活動支援 体操教室やサロンなどの既存の活動グループを対象に、研修会や連絡会などを開催します。 (2) 元気づくりステーション事業 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)を支援します。また、活動の中に歩行機能の維持向上を目的としたトレーニング「ハマトレ」を導入します。 ア 支援内容 講師の派遣、教材の提供、活動への助言など イ グループ数(136グループ) 25年度は全ての地域包括支援センター圏域に1グループ設置	
前 年 度	403,592		
差 引	26,484		
本年度の財源内訳	国		
	県	48,252	
	第1号保険料	81,063	
	第2号保険料	111,943	
	その他	945	
	市 費	91,369	
		2 介護予防推進事業【中期】 206,959千円 介護予防事業を効果的に推進するために、二次予防事業対象者の把握・管理、地域包括支援センターへの事業委託、外部委員による事業評価、及び区役所の事業推進評価のためのアドバイザーの派遣を行います。	
		3 訪問型介護予防事業 4,810千円 介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。(延べ訪問回数：1,142回)	
		4 介護支援ボランティアポイント事業【中期】 84,273千円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。 対象施設は、特別養護老人ホーム・老人保健施設・地域ケアプラザ・通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、また、地域ケアプラザ等で行う配食・会食サービスも対象となります。 25年度は新たに、子育て分野と病院ボランティアの一部に、対象を拡大します。 (登録者数：8,000人 登録施設数：400施設)	

8	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
本年度		千円 3,251,615	1 地域包括支援センター運営事業【中期】 (設置数 136か所) 3,248,890千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
前年度		3,202,374	2 ケアマネジメント推進事業【中期】 2,725千円 ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保を図ります。
差引		49,241	
本年度の財源内訳	国	1,230,711	
	県	615,355	
	第1号保険料	654,302	
	市費	751,247	

9	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を実施します。
本年度		千円 1,187,651	1 介護給付費適正化事業 43,759千円 給付実績をチェックするとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
前年度		1,055,772	2 介護相談員派遣事業 25,894千円 相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。
差引		131,879	3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 300,430千円 要介護者に、紙おむつを給付します。
本年度の財源内訳	国	438,220	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 362,064千円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。(対象戸数 4,974戸)
	県	219,030	5 民間活力による高齢者見守り推進事業(食事サービス+生活支援) 111,991千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対する食事提供・安否確認や高齢者等への生活支援を行います。
	第1号保険料等	239,936	6 地域で支える介護者支援事業 16,371千円 認知症理解や高齢者虐待防止の普及啓発を進め、介護者支援と地域での支え合いの意識向上を図ります。
	市費	290,465	

10	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。	
本年度		千円	1,267,255
前年度			1,301,931
差引			△ 34,676
本年度の財源内訳	国		89,986
	県		32,734
	その他		10,134
	市費		1,134,401
また、認知症疾患医療センターを新たに2か所（西部・北部二次医療圏）設置し、計3か所の運営を行うとともに、関係機関の認知症対応力の向上及び保健医療、介護機関等との連携を推進するなど、認知症医療・介護体制の充実を図ります。			
4 在宅高齢者虐待防止事業			7,261千円
在宅高齢者への虐待防止や早期発見・早期対応のための相談・支援を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。			
5 緊急ショートステイ床確保事業			27,084千円
介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合に備え、医療的ケアや認知症の対応が必要な方など、多様なニーズにも対応できる受入枠を引き続き確保します。			
6 医療対応促進助成事業			248,760千円
特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受入れが多い施設へ助成を行います。			
7 療養通所介護促進等事業			5,400千円
今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。			
8 中途障害者支援事業			407,738千円
脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。			
9 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】〈拡充〉			9,892千円
高齢者が地域で住み続けられるよう、生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。また、高齢化が進んでいる団地において、地域交流や見守りなどができる拠点づくりを支援します。			

11	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 12,105千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えた時、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預金等の上限額 350万円(単身世帯) 2 介護サービス自己負担助成 89,114千円 低所得で利用料負担が困難な方に助成します。 (1) 在宅サービス助成 (2) グループホーム助成 (3) 施設居住費助成																										
本年度	千円 101,219																												
前年度	91,921																												
差引	9,298		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">助成項目</th> <th rowspan="2">助成内容</th> <th colspan="3">助成対象者の要件</th> </tr> <tr> <th>収入基準等</th> <th>資産基準</th> <th>その他の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在宅サービス助成</td> <td>介護サービス利用者負担を3%又は5%に軽減</td> <td>・市民税非課税世帯 ・単身世帯で150万円以下</td> <td>単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>グループホーム助成</td> <td>介護サービス利用者負担を5%に軽減 家賃・食費・光熱水費部分を月額29,800円を上限に助成</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>税法上の被扶養者でないこと 3か月以上、市内に居住</td> </tr> <tr> <td>施設居住費助成</td> <td>介護老人福祉施設等のユニット型施設居住費を月額4,950円程度助成</td> <td>・市民税非課税世帯 ・単身世帯で50万円以下</td> <td>同上</td> <td>同上 利用者負担第1、第2段階</td> </tr> </tbody> </table>				助成項目	助成内容	助成対象者の要件			収入基準等	資産基準	その他の要件	在宅サービス助成	介護サービス利用者負担を3%又は5%に軽減	・市民税非課税世帯 ・単身世帯で150万円以下	単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない	—	グループホーム助成	介護サービス利用者負担を5%に軽減 家賃・食費・光熱水費部分を月額29,800円を上限に助成	同上	同上	税法上の被扶養者でないこと 3か月以上、市内に居住	施設居住費助成	介護老人福祉施設等のユニット型施設居住費を月額4,950円程度助成	・市民税非課税世帯 ・単身世帯で50万円以下	同上	同上 利用者負担第1、第2段階
助成項目	助成内容	助成対象者の要件																											
		収入基準等	資産基準	その他の要件																									
在宅サービス助成	介護サービス利用者負担を3%又は5%に軽減	・市民税非課税世帯 ・単身世帯で150万円以下	単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない	—																									
グループホーム助成	介護サービス利用者負担を5%に軽減 家賃・食費・光熱水費部分を月額29,800円を上限に助成	同上	同上	税法上の被扶養者でないこと 3か月以上、市内に居住																									
施設居住費助成	介護老人福祉施設等のユニット型施設居住費を月額4,950円程度助成	・市民税非課税世帯 ・単身世帯で50万円以下	同上	同上 利用者負担第1、第2段階																									
本年度の財源内訳	国	7,416																											
	県	12,786																											
	第1号保険料	3,943																											
	市費	77,074																											

12	高齢者の社会参加促進		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 10,775,389千円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (1) 積算人数：352,266人 (2) 利用者負担額(年額)																					
本年度	千円 11,159,190		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者等</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>世帯全員非課税(生活保護受給者含む)</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>世帯員に課税者がいる非課税者</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が150万円未満</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が150万円以上250万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が250万円以上500万円未満</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が500万円以上700万円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額が700万円以上</td> <td>20,500円</td> </tr> </tbody> </table>				負担区分	負担額	障害者等	無料	世帯全員非課税(生活保護受給者含む)	3,200円	世帯員に課税者がいる非課税者	4,000円	合計所得金額が150万円未満	7,000円	合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円	合計所得金額が250万円以上500万円未満	9,000円	合計所得金額が500万円以上700万円未満	10,000円	合計所得金額が700万円以上	20,500円
負担区分	負担額																							
障害者等	無料																							
世帯全員非課税(生活保護受給者含む)	3,200円																							
世帯員に課税者がいる非課税者	4,000円																							
合計所得金額が150万円未満	7,000円																							
合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円																							
合計所得金額が250万円以上500万円未満	9,000円																							
合計所得金額が500万円以上700万円未満	10,000円																							
合計所得金額が700万円以上	20,500円																							
前年度	11,033,298																							
差引	125,892																							
本年度の財源内訳	国	124,616	2 老人クラブ助成事業 326,590千円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 また、新たに健康づくりを推進します。																					
	県	—	3 高齢者のための優待施設利用促進事業 21,796千円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。																					
	その他	1,778,854																						
	市費	9,255,720																						

13	地域密着型サービス 推 進 事 業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。
本 年 度		千円 1,622,331	1 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業【中期】 690,260千円 事業者の参入を促進するために、工事費を補助します。
前 年 度		1,282,856	(1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 21か所 (2) 複合型事業所整備費補助 3か所
差 引		339,475	2 認知症高齢者グループホーム整備事業 240,100千円 事業者の参入を促進するために、工事費等を補助します。
本年度の 財源内訳	国	186,000	3 消防設備設置費等補助事業 182,721千円 利用者の安全性確保の観点から、消防設備設置費等を補助します。
	県	1,321,121	
	その他	360	
	市 費	114,850	
4	地域密着型サービス事業所補助事業	298,400千円	事業者の参入を促進するために、開設時の運営資金及び備品整備費等を補助します。
(1)	小規模多機能型居宅介護事業所運営費等補助	26か所	
(2)	施設開設準備経費助成特別対策事業費補助		
	ア 認知症対応型共同生活介護	8か所	
	イ 小規模多機能型居宅介護	34か所	
	ウ 複合型サービス	2か所	
5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護推進事業	200,950千円	要介護高齢者の在宅生活を支えるために必要な介護看護サービスを、包括的かつ持続的に提供するものであり、事業所が円滑に運営できるように、開設時の工事費及び備品整備費等を補助します。
(1)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費等補助	4か所	
(2)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助	9か所	
(3)	広報・啓発活動費		
6	介護サービスの質の向上支援事業〈新規〉	9,900千円	認知症介護実践リーダー研修の受講料を補助し、サービスの質の向上を支援します。
		180人	

14	特別養護老人ホーム整備事業		事業内容 1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】 2,708,550千円 在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い整備促進を図ります。																																																										
	本年度	千円 2,727,455	(1) 継続 280床 (前年度 400床) (2) 新規 240床 (前年度 280床) 計 520床 (前年度 680床)																																																										
	前年度	2,293,463	整備数累計 25年度末 14,277床																																																										
	差引	433,992	【特別養護老人ホーム整備一覧】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設名(仮称) (建設地)</th> <th rowspan="2">建設運営法人 (社会福祉法人)</th> <th colspan="3">定員</th> </tr> <tr> <th>特養</th> <th>ショート</th> <th>デイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">継続</td> <td>25年度しゅん工予定 池辺(増築) (都筑区池辺町)</td> <td>いと 怡土福祉会</td> <td>70</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)</td> <td>敬愛</td> <td>100</td> <td>16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)</td> <td>きずな 絆会</td> <td>110</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3か所 280床</td> <td>280</td> <td>56</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新規</td> <td>26年度しゅん工予定 新吉田(増築) (港北区新吉田町)</td> <td>いと 怡土福祉会</td> <td>90</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青葉あさくら苑 (青葉区恩田町)</td> <td>一乗谷友愛会</td> <td>100</td> <td>22</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>恒春の丘(増築) (戸塚区舞岡町)</td> <td>親善福祉協会</td> <td>50</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3か所 240床</td> <td>240</td> <td>42</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特養建設費補助 6か所 520床</td> <td>520</td> <td>98</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員			特養	ショート	デイ	継続	25年度しゅん工予定 池辺(増築) (都筑区池辺町)	いと 怡土福祉会	70	10		けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	きずな 絆会	110	30		3か所 280床		280	56		新規	26年度しゅん工予定 新吉田(増築) (港北区新吉田町)	いと 怡土福祉会	90	10		青葉あさくら苑 (青葉区恩田町)	一乗谷友愛会	100	22	○	恒春の丘(増築) (戸塚区舞岡町)	親善福祉協会	50	10		3か所 240床		240	42		特養建設費補助 6か所 520床			520	98
	施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員																																																										
			特養	ショート	デイ																																																								
継続	25年度しゅん工予定 池辺(増築) (都筑区池辺町)	いと 怡土福祉会	70	10																																																									
	けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○																																																								
	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	きずな 絆会	110	30																																																									
	3か所 280床		280	56																																																									
新規	26年度しゅん工予定 新吉田(増築) (港北区新吉田町)	いと 怡土福祉会	90	10																																																									
	青葉あさくら苑 (青葉区恩田町)	一乗谷友愛会	100	22	○																																																								
	恒春の丘(増築) (戸塚区舞岡町)	親善福祉協会	50	10																																																									
	3か所 240床		240	42																																																									
特養建設費補助 6か所 520床			520	98																																																									

本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	28,064
	市費	2,699,391

2 養護老人ホーム整備事業 **〈新規〉** 18,905千円
老朽化等の課題に対応するため、公立養護老人ホーム(恵風ホーム、名瀬ホーム)の代替施設の整備や民間も含めた最適な運営主体選定の取組を進めます。
25年度は、港南区(旧野庭小学校跡地)において、民設民営での養護老人ホームの整備に着手し、事業者選定及び基本設計を行います。

(1) 入所定員 120床(予定)
(2) 総事業費(見込み) 約14億円
(3) 事業者 公募により選定
(4) 事業スケジュール
25年度 事業者選定、基本設計
26年度 実施設計、工事着手
27年度 しゅん工
28年4月 開所(予定)

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16,17】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【予算概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【予算概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【予算概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活支援事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【予算概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【予算概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要23】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。	

将来にわたる あんしん施策		将来にわたるあんしん施策について 障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。 本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。	
本年度		千円	2,185,778
前年度			2,670,368
差引			△ 484,590
本年度の 財源内訳	国		414,970
	県		198,206
	その他		—
	市費		1,572,602
※こども青少年局予算 (141,173千円)を含みます。			
2 障害者の高齢化・重度化への対応 (1) 住まいの場の充実 59,673千円 障害者グループホームB型設置運営費補助事業（運営費・改修費補助） グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。			
(2) 医療的ケア対応 3,720千円 障害者施設で働く看護師のための巡回相談等事業 医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等で働く看護師を対象とした専門的機関の医師等による「医師・看護師等による巡回指導事業」や「障害者施設で働く看護師のための研修事業」を実施します。			
3 地域生活のためのきめ細かな対応 (1) 医療・受診環境の充実 17,667千円 ア 障害児・者の医療環境推進事業 主に知的障害のある障害者に対応する専門外来の設置を医療機関へ依頼し、協力医療機関に対して運営費を補助します。また、横浜市立大学医学部学生を対象とした福祉施設実習や、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。 イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業 肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。			

ウ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合、日常の支援に関わっている事業者等が入院先に職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築

305,642千円

障害者等の外出を促進するため、主要な移動支援施策体系の再構築を図ります。将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを旨とし、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、施策の見直しを実施します。

ア 移動情報センター運営等事業【中期】

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(新たに3区で実施、累計9区)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティアの支援対象者や外出範囲の拡大、タクシー事業者福祉車両導入促進など、引き続き障害者の外出支援に取り組みます。

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

1,058,020千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパー・同行援護従事者養成研修受講料助成、サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向けのスキルアップ研修を、引き続き実施します。

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について理解を深める機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる、地域の相談拠点(鶴見区・旭区・港北区・泉区)に対する専門的な支援を継続します。また、高次脳機能障害者やその家族が安心して地域で生活できるよう、更なる相談支援拠点の整備を進めていきます。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業(発達障害者就労移行支援事業)を継続実施します。

(イ) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム(生活アセスメント付き居住支援)を実施し、地域での一人暮らしに向けた準備支援を行います。

カ 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具を給付します。新たに紙おむつの対象を重度知的障害児・者に拡大するとともに、基準額を見直します。

キ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で生活ができるよう、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 433,204千円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 計画相談支援事業 238,872千円 障害者が個々に抱える課題解決に向けて適切なサービスを利用できるよう、指定相談事業所がサービス利用前に利用計画案を作成し、利用開始後に定期的なモニタリングを実施することで、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 34,256千円 〈18ページの3(3)オの再掲〉 (1) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業（発達障害者就労移行支援事業）を継続実施します。 (2) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。
本年度		千円 706,332	
前年度		515,570	
差引		190,762	
本年度の財源内訳	国	183,683	
	県	72,553	
	その他	—	
	市費	450,096	

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。 なお、ガイドヘルプサービスは、利用対象範囲を通学・通所にも拡大します。 1 障害者ホームヘルプ事業 7,979,574千円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,303,731時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 1,987,872千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の身体障害児・者 (2) 総利用時間見込 668,468時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 〈18ページの(3)イの再掲〉 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修
本年度		千円 9,967,446	
前年度		7,863,518	
差引		2,103,928	
本年度の財源内訳	国	4,900,482	
	県	2,452,140	
	その他	600	
	市費	2,614,224	

17	障害者 移動支援事業	事業内容 障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。	
本年度		千円	5,535,131
前年度			4,854,055
差引			681,076
本年度の財源内訳	国		980,756
	県		492,277
	その他		60,631
	市費		4,001,467
事業内容 障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。			
1 特別乗車券交付事業 〈拡充〉 2,660,356千円 市営交通機関、市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインを無料で利用できる乗車券を交付します。25年10月から、新たに軽度知的障害児・者（愛の手帳B2所持者）にも対象を拡大します。 また、利用者負担金年額1,200円（20歳未満600円）を導入します。（市会継続審査中）			
2 重度障害者タクシー料金助成事業 〈拡充〉 あんしん 370,707千円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。25年10月から、1か月7枚までの月利用制限を撤廃します。また、新たに重度精神障害児・者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）にも対象を拡大します。 （1）助成額 1枚500円 （2）交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚			
3 障害者ガイドヘルプ事業 〈拡充〉 あんしん 〈19ページの16の2の再掲〉 1,987,872千円 重度の身体障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 （1）日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 （2）通学・通所支援も新たに実施 （3）月基準時間の見直し（原則30時間）			
4 ガイドボランティア事業 〈拡充〉 あんしん 〈18ページの(2)イの再掲〉 67,482千円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。 （1）日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 （2）ガイドボランティア研修の実施 （3）余暇活動の外出支援、通学の見守り支援も新たに実施 （4）奨励金の額の見直し（1回500円、ただし交通費が生じる場合は、1,000円） （5）身体障害者手帳要件を緩和し、対象を拡大			
5 移動情報センター運営等事業 【中期】 あんしん 〈18ページの(2)アの再掲〉 58,759千円			
6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 〈18ページの(2)イの再掲〉 6,360千円			
7 ハンディキャブ事業 64,312千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）			
8 障害者施設等通所者交通費助成事業 301,787千円 施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。			
9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 17,496千円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

18	障害者の 地域生活支援事業		事業内容 1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 3,161,915千円 ア 設置状況 18か所（前年度 18か所） イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上 (イ) 生活支援事業 (ウ) 日中活動事業（障害者総合支援法事業） (2) 機能強化型 （従来型予算を含む） 1,840,809千円 ア 設置状況 22か所（前年度22か所） イ 実施事業 (ア) 生活支援事業 あんしん 生活支援基本事業実施 9ホーム (イ) 日中活動事業（障害者総合支援法事業） (3) 従来型 1か所（前年度1か所）
本年度	千円 6,132,148		
前年度	5,401,712		
差引	730,436		
本年度の 財源内訳	国	1,763,150	
	県	845,049	
	その他	61	
	市費	3,523,888	
2 精神障害者生活支援センター運営事業 867,911千円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。 (1) 設置状況 ア A型（公設型）：指定管理者による管理運営（9か所） A型については、「地域移行・地域定着支援事業」と「自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。 イ B型（民設型）：運営団体への運営費助成（9か所）			
3 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 261,513千円 〈18ページの(3)アの再掲〉 地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 (1) 対象となる障害 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害 (2) 実施か所数 36か所			

19	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 8,595,140	1 設置費補助 〈拡充〉 195,500千円 新設 42か所 (うち2か所は障害児施設の加齢児の移行先相当分) 移転 8か所
前年度		8,115,861	2 運営費補助 8,321,010千円 615か所 (A型35、B型580) うち新規 42か所 (1) 運営基本費 (国基準+加算) (2) 家賃補助 (月額家賃1/2)
差引		479,279	3 法定事業移行支援 19,017千円
本年度の財源内訳	国	2,861,959	4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 59,613千円 〈17ページの2(1)の再掲〉 高齢化・重度化しても障害者が安心して地域で生活し続けられる場を提供するため、高齢化・重度化対応グループホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。
	県	1,459,979	
	その他	—	
	市費	4,273,202	

20	小規模通所施設補助事業		事業内容 地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。
本年度		千円 4,973,478	1 障害者地域作業所助成事業 102,007千円 身体・知的 2か所 (1) 運営基本費 10,366千円~15,176千円/か所 (2) 借地借家費等
前年度		5,024,429	2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 4,494,101千円 身体・知的 136か所 精神 77か所 (うち新規 身体・知的 5か所) (1) 運営基本費 13,444千円~18,497千円/か所 (2) 借地借家費等
差引		△ 50,951	3 法定事業移行支援事業 377,370千円 身体・知的 73か所 精神 12か所 (1) 借地借家費 (2) 移行支援補助金
本年度の財源内訳	国	1,416,431	
	県	708,215	
	その他	12	
	市費	2,848,820	

21	障害者施設整備事業等		事業内容
			1 障害者施設整備事業 2,148,066千円
本年度		千円 2,735,099	<p>障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。</p> <p>耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保するとともに、安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。</p> <p>(1) 建設 2か所 多機能型拠点（都筑区）【中期】 あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (25年度開所予定) 民間障害者施設耐震対策（旭区）(25年度完了予定)</p> <p>(2) 設計・建設 1か所 民間障害者施設耐震対策（神奈川県） (26年度完了予定)</p> <p>(3) 設計 2か所 民間障害者施設耐震対策（保土ヶ谷区、旭区）</p> <p>(4) 改修 3か所 大規模修繕（磯子区、金沢区、栄区）</p>
前年度		1,971,256	
差引		763,843	
本年度の財源内訳	国	72,648	
	県	210,200	
	その他	166	
	市債	581,000	
	市費	1,871,085	

[障害者施設整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
建設	多機能型拠点（都筑区）	都筑区佐江戸町	設計:H22～23、施工:H24～25	(福)キャマロード
	民間障害者施設耐震対策(光の丘)	旭区白根七丁目	設計:H22～23、施工:H24～25	(福)白根学園
設計及び建設	民間障害者施設耐震対策(ゆかり荘)	神奈川区三ツ沢上町	設計:H24～25、施工:H25～26	(財)紫雲会
設計	民間障害者施設耐震対策(恵和青年寮・恵和館)	保土ヶ谷区今井町	設計:H24～25、施工:H26以降	(福)恵和
	民間障害者施設耐震対策(借恵)	旭区上白根町	設計:H25～26、施工:H27以降	(福)借恵園
改修	大規模修繕(ぼこ・あ・ぼこ)	磯子区新杉田町	施工:H25(単年度)	(福)電機神奈川県福祉会
	大規模修繕(航わたる)	金沢区釜利谷南二丁目	施工:H25(単年度)	(福)すみなす会
	大規模修繕(地域活動ホーム径みち)	栄区桂台中	施工:H25(単年度)	(福)訪問の家

2 障害者地域活動ホーム整備事業

587,033千円

22	自殺対策事業		事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。【中期】
本年度		千円 42,032	1 地域連携 24,022千円 (1) 講演会の開催、印刷媒体等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修、調査分析 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。
前年度		41,921	(3) 区局による推進 地域特性に合わせた区の取組を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因へ対応するため、全庁的な取組を推進します。
差引		111	2 地域自殺対策情報センター運営 8,167千円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催することで自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。
本年度の財源内訳	国	4,887	3 自死遺族支援等 9,843千円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
	県	25,900	
	その他	34	
	市費	11,211	

23	精神科医療体制の確保		事業内容
本年度		千円 268,202	1 精神科救急医療対策事業 264,514千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。
前年度		295,503	(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。
差引		△ 27,301	(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。
本年度の財源内訳	国	26,211	(3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
	県	—	2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 3,688千円
	その他	220	整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	市費	241,771	

24	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 〈拡充〉 9,685,852千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く。25年10月施行） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,610人 イ 国民健康保険加入者 17,991人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,316人 計 54,917人
本年度		千円 14,378,853	
前年度		13,420,539	
差引		958,314	
本年度の 財源内訳	国	2,345,938	2 更生医療給付事業 4,693,001千円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,283人
	県	4,337,575	
	その他	2,180,974	
	市費	5,514,366	

25	障害者 就労支援事業		事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民にもっとも身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を求職者側・求人側双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。
本年度		千円 317,098	1 基盤強化施策 297,581千円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や、職業能力開発プロモーターによる職場実習先の開拓・ネットワークの構築、障害者の実習等を行い、障害者の就労支援基盤の強化を図ります。
前年度		288,519	障害者就労支援センターの運営 【中期】 9か所（うち新設 1か所（港北区））
差引		28,579	2 スキルアップ施策 10,504千円 市内の農家やふれあいショップでの就労訓練を通じた、スキルアップ支援を行います。
本年度の 財源内訳	国	8,796	3 就労の場の拡大施策 9,013千円 障害者雇用の優良事例の紹介や、事務分野における障害者雇用などを通じ、障害者就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。
	県	—	
	その他	8,717	
	市費	299,585	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業	事業内容 1 生活保護費（法定分） 126,184,580千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 (1) 対象見込世帯 50,686世帯（前年度 50,310世帯） (2) 対象見込人員 70,429人（前年度 69,253人）	
本年度		千円	128,409,606
前年度			126,395,989
差引			2,013,617
本年度の財源内訳	国		94,077,786
	県		647,435
	その他		3,757,059
	市費		29,927,326
(3) ハローワークと連携した一体的な就労支援 〈拡充〉 被保護者等を対象としたハローワークの窓口を一部の区に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。 ・新規 5区（合計8区） (4) 寄り添い型学習等支援事業（こども青少年局共管事業） 〈拡充〉 被保護世帯等の子どもに対し、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現し貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。 ・新規 4区（合計13区） (5) 教育支援専門員の配置 教育支援専門員を各区に1人配置し、被保護世帯の子どもとその養育者に対し、高校進学等の支援を行います。 (6) 年金相談事業 各区に年金制度に関する専門知識を有する年金相談専門員を派遣し、被保護者の年金受給資格の調査・確認、年金に関する相談、手続き支援等を行い、年金制度の一層の活用を図ります。 ・年金相談専門員配置数 11人（前年度11人）			
3	生活困窮者支援モデル事業 〈新規〉	11,281千円	国で検討を進めている生活困窮者支援施策のモデル事業を1区で実施し、生活困窮者の自立を支援します。 ・実施内容 自立に関する相談支援、就労支援及び就労準備支援、家計相談支援等

27	援護対策事業		事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。また、中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施や日本語教室等の援助を行います。
本年度		千円 1,460,837	1 生活困窮者支援 16,124千円 地域日常生活自立支援事業【中期】 生活保護受給に至らない生活困窮者に対し、就労自立に向けた相談支援を行います。
前年度		1,485,666	2 寿地区対策 150,771千円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
差引		△ 24,829	3 寿町総合労働福祉会館の再整備検討〈新規〉 基本計画の策定等 6,500千円
本年度の財源内訳	国	662,462	4 ホームレス自立支援事業 435,436千円 寿地区緊急援護対策事業は24年度に終了し、ホームレス自立支援事業に統合しました。 5 中国残留邦人等援護対策事業 852,006千円
	県	321,315	
	その他	891	
	市費	476,169	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 7,594,808千円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり）
本年度		千円 9,418,452	(1) 0歳～小学1年生（入・通院） 204,949人 (2) 小学2年生～中学卒業（入院） 1,373件
前年度		8,280,230	2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,823,644千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
差引		1,138,222	(1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 45,083人
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,824,572	
	その他	270,142	
	市費	6,323,738	

29	後期高齢者医療事業 (後期高齢者医療事業費会計)	事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同して運営します。												
本年度	千円 62,968,847	(1) 対象者	ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方											
前年度	63,060,771	(2) 被保険者数	364,006人(前年度 347,171人)											
差引	△ 91,924	(3) 自己負担	外来・入院ともに原則定率1割負担 (現役並み所得者は定率3割負担) ※所得に応じた月額限度額あり											
本年度の財源内訳	国	—	(4) 公費負担割合											
	県	—	<table border="1"> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </table>		保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
	保険料	支払基金	国	県	市									
	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6									
保険料等	34,131,159	※支払基金・・・国保・社保の現役世代負担分												
市費	28,837,688	(5) 保険料 均等割額 41,099円 所得割率 8.01% 賦課限度額(年間) 550,000円 ※所得などに応じた軽減措置あり ※前年度同額												

30	国民健康保険 (国民健康保険費会計)	事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。		
本年度	千円 370,124,361	1 被保険者数	947,600人(前年度 952,400人) 世帯数 570,800世帯(前年度 573,700世帯)	
前年度	359,535,112	2 一部負担金割合	原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は1割※(現役並み所得者は3割)。 ※法改正により20年4月から2割となっているが、公費負担により1割に据え置き。	
差引	10,589,249	3 出産育児一時金	1件 42万円 葬祭費 1件 5万円	
本年度の財源内訳	国	73,145,200	4 特定健康診査・保健指導(対象者 676,700人)	
	県	19,186,088	(1) 事業目的 生活習慣病の発症や重症化を予防し、保健向上及び高齢者福祉の増進を図る。	
	その他	245,129,751	(2) 受診率向上への取組 〈拡充〉 特定健康診査未受診者への勧奨通知を、24年度8区モデル実施から、25年度は全区へ拡大。	
	市費	32,663,322		

5 保険料

(1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ

(市費繰入項目：保険料対象費用額（医療分・支援分）の5.5%）

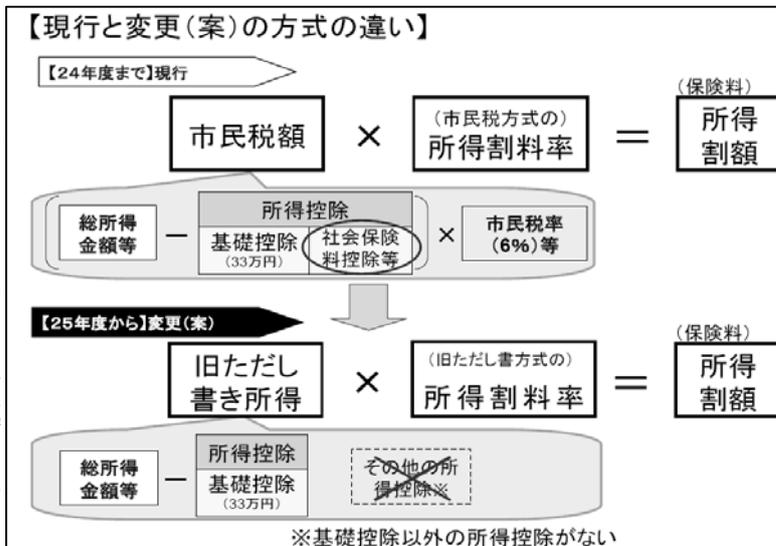
(2) 保険料算定方式の変更（25年度から条例改正のうえ実施） **〈新規〉**

ア 算定方式変更の概要

国民健康保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額で構成されます。

このうち、「所得割額」の算定方式について政令改正が行われたため、旧ただし書方式に25年度から変更します。

旧ただし書方式は、総所得金額等をもとに算定する方式で、税制改正の影響を受けにくく、中間所得層の負担が緩和されます。



イ 算定方式変更に伴う対応

(ア) 賦課割合の変更

算定方式の変更により、非課税世帯でも新たに所得割額がかかるなど、低所得層に負担が移動するため、負担のバランスを全体的に調整します。

《現行》所得割額：均等割額＝50：50⇒《変更案》所得割額：均等割額＝60：40

(イ) 経過措置の実施

保険料が急激に増加する世帯には旧ただし書所得の一部を軽減し、所得割額を算定します。

対象者	内容	期間
①新たに所得割額の負担が生じる非課税者 《所得33万円を超える非課税者》	旧ただし書所得を次の割合で軽減。 25年度 70%	2年間
②旧ただし書所得が課税標準額の 1.8倍 を超える者《所得控除が多い者》	26年度 40% ※ただし②については、1.8倍を超える所得部分について軽減を実施。	

(ウ) 経過措置費用の一部に市費繰入れ（16.5億円）

(エ) 制度案内のためのコールセンター設置や、広報での制度周知を実施

<保険料率の比較>

	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
25年度見込	40%	60%	33,720円	旧ただし書所得の 7.76%	10,670円	旧ただし書所得の 2.57%	13,800円	旧ただし書所得の 2.87%
24年度	50%	50%	40,870円	市民税額の 1.48倍	12,550円	市民税額の 0.48倍	16,420円	市民税額の 0.54倍

※保険料賦課限度額（前年度と同額）：医療分 51万円、支援分 14万円、介護分 12万円

※25年度は賦課割合の変更により均等割料率が減少。

6 会計健全化への主な取組

(1) 保険料収納体制の強化 **【中期】**

(2) 保険料不納欠損分の一部に市費繰入れ

(3) 医療費適正化

V 地域医療体制の確保と充実

31	医療政策の推進		事業内容
			1 医療政策の推進 8,778千円 (1) 医療政策有識者会議の開催等 横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について、専門的な助言及び情報提供を行います。
			(2) 患者流動調査 〈新規〉 市内に必要な医療機能や適正な病床配置等を把握するため、患者の転院先などの調査を実施します。
			(3) 医療政策を担う人材の育成 〈拡充〉 本市の医療政策を担う人材を育成するため、職員を大学院等に派遣するとともに、外部講師による研修等を開催します。 また、病院に勤務する市職員等を対象に、診療情報管理士の資格取得を支援します。
本年度		千円 31,785	
前年度		7,691	
差引		24,094	
本年度の財源内訳	国	22,516	
	県	—	
	その他	—	
	市費	9,269	2 在宅医療連携拠点モデル事業の実施等 〈新規〉 23,007千円 今後の急速な高齢化に対応するため、居宅における医療の提供体制の充実を図ります。 25年度は在宅医療を担う医師の確保や、夜間対応等の連携体制を強化していくため「在宅医療連携拠点」をモデル事業として1か所設置します。

32	小児・産科・周産期医療体制の充実		事業内容
			1 小児救急医療対策 200,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。
			2 産科拠点病院の整備 【中期】〈拡充〉 53,110千円 「産科拠点病院」の本格運営(26年度)に向けて、準備病院における産科医師の複数当直の拡充にかかる体制確保費の助成を行います。 (準備病院) 横浜労災病院、市民病院、済生会横浜市南部病院
			3 産科医療対策 【中期】 57,227千円 市内で出産できる環境を充実していくため、産科病床の増床や、産科医師を増員する医療機関に対し、施設整備費や人件費の一部を助成します。
本年度		千円 405,245	
前年度		419,130	
差引		△ 13,885	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	25,457	4 周産期救急医療対策 【中期】 87,858千円 周産期の救急患者の受入を行う周産期センター等に対し運営費を助成します。
	その他	—	
	市費	379,788	5 産科あんしん電話 【中期】 7,050千円 市内全ての出産取扱施設の最新の予約状況等を、専用の電話窓口等で案内します。

33	地域医療体制の確保		事業内容
			1 医師等人材確保対策【中期】〈拡充〉 8,730千円 子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、当直医師の確保を行う医療機関に対する支援等を行います。
本 年 度		千円 7,614,859	2 看護人材確保対策事業 548,018千円 横浜市医師会看護専門学校（菊名校・保土谷校）及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成するとともに、横浜市医師会看護専門学校（菊名校）に対し、26年度全日制3年課程移行に要する改修費の一部を助成します。 また、市内における看護師の養成、再就職等を推進するため、複数の医療機関が合同で実施する復職支援事業を実施します。
前 年 度		8,343,241	
差 引		△ 728,382	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	3 地域医療を支える市民活動の推進【中期】 18,991千円
	県	—	(1) 小児救急医療の啓発 医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所、地域子育て支援拠点で小児救急のかかり方や家庭での看病に関する講座等の啓発活動を行います。
	その他	50,000	
	市 費	7,564,859	
			(2) 市大医学生による医療教育活動の支援〈新規〉 小学生等を対象とした適正受診等の医療教育活動に対し、支援を行います。
			(3) 医療全般に関する啓発〈新規〉 疾病の重症化予防、在宅医療等、医療全般に関する啓発を行います。
			(4) 医療に関する情報発信〈新規〉 外国語冊子の作成等により医療に関する情報を発信します。
4	地域中核病院支援事業	367,892千円	救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子を補助します。
5	病院事業会計繰出金	6,671,228千円	市立病院が実施している救急医療などの政策的医療や、企業債元利償還にかかる経費等について一般会計から繰り出します。
	(1) 市民病院	1,614,366千円	
	(2) 脳血管医療センター	2,829,093千円	
	(3) みなと赤十字病院	2,227,769千円	

34	災害医療体制の充実		事業内容 東日本大震災から得られた教訓と震災対策見直し副市長プロジェクトにおける検討結果から、地域医療救護拠点制度を廃止し、市内の医療機関の有効活用や医療救護隊の効果的な派遣等によって、より実践的な応急医療提供体制を整備します。
本 年 度		千円 106,949	1 総合調整・指揮機能の強化 57,952千円 大規模地震発生時は指揮統制機能や連絡体制が分断されるリスクが高く、組織的な医療救護活動が不全に陥る危険性が極めて高いことから、情報通信体制をはじめ、平時からの災害医療体制の強化に取り組みます。
前 年 度		41,651	
差 引		65,298	(1) 災害に強い情報通信体制の充実〈 拡充 〉 情報通信体制の複線化を図るため、MCA無線を設置し、医療関係のネットワークを構築します。
本年度の財源内訳	国	—	【設置場所】 健康福祉局医療政策室、各区福祉保健センター、横浜市医師会、各区休日急患診療所
	県	—	
	その他	—	
	市 費	106,949	
			(2) 休日急患診療所の体制強化〈 新規 〉 休日急患診療所を災害時の医療活動拠点に位置づけ自家発電機能の強化に対する補助を実施します。

(参考) 災害医療体制の主な見直し強化項目

	組織体制	通信体制	施 設
市	①市医療調整チームを新設、市災害医療アドバイザーを配置 ②市災害医療連絡会議を新設	(H24)衛星携帯電話を配置 (H25)MCA無線機を配置	—
区	①区医療調整班に、区災害医療アドバイザーを配置 ①区災害医療連絡会議を新設	同 上	—
医師会	医療救護隊を編成し、地域医療救護拠点等に対して応急医療を提供	同 上	休日急患診療所の自家発電設備更新（機能強化）

※太枠内は予算事業

- 2 災害医薬品の備蓄体制の強化〈**新規**〉 48,997千円
地域医療救護拠点（市内146の小・中学校）への災害医薬品の備蓄を廃止し、新たに市内の薬局や休日急患診療所等に備蓄します。薬局や休日急患診療所への備蓄は、本市が確保する災害医薬品を薬局及び診療所の在庫量に上乗せして管理することで、備蓄環境の改善と使用期限切れ医薬品の発生抑制に努めます。
25年度は、①地域医療救護拠点からの医薬品等の撤去、②薬局等の在庫量上乗せと適正管理のほか、③医療救護隊が使用する衛生材料や医療資器材の更新整備に取り組みます。

(参考) 災害医薬品の供給体制

地域の薬局に備蓄する医薬品は、当該薬局の薬剤師が、本市の指定する場所に配送します。その備蓄医薬品が不足する場合には、当該薬局店舗内の商品から供給してもらい、さらに不足が生じる場合には、医薬品卸会社5社との協定に基づき、供給を受けます。

35	救急医療体制の充実		事業内容 1 初期救急医療対策 613,670千円 (1) 初期救急医療機関への支援 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保します。 ア 夜間急病センターの運営（北部・南西部） イ 休日急患診療所の運営等（市内18か所） (2) 横浜市救急医療センターの運営 ア 夜間急病センター（桜木町） イ 救急医療情報・相談ダイヤル（#7499） 電話により市民が利用しやすい医療情報の提供を行います。 (ア) 小児救急電話相談 お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 (イ) 救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 2 二次救急医療対策 400,422千円 (1) 二次救急拠点病院への支援 夜間・休日の二次救急（内科・外科）患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保に係る人件費、空床確保費及び救急患者受入実績に応じた助成を行います。 (2) 病院群輪番制参加病院への支援 病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します（市域全体で、1～2病院体制）。 (3) 疾患別救急医療体制の整備・運営 脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科）の疾患別救急医療体制を整備し、運営します。 <small>ワイミス</small> (4) 横浜市救急医療情報システム（YMIS）の運用 市内救急病院の救急患者受入情報や救急隊の搬送状況を、救急隊が現場で携帯電話等を使用して確認できる、本市独自のWEBシステム「YMIS」を運用します。 3 転院支援の強化（病病連携推進事業） 2,995千円 救急隊が現場で搬送先の病院選定に苦慮する事案について、救急病院の受入病床の確保を図るため、救急病院と転院先の病院との連携の構築を支援するとともに、受入実績に応じた助成を行います。 4 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 2,049千円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を運営します。
	本年度	千円 1,019,136	
	前年度	1,058,018	
	差引	△ 38,882	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	20,289	
	その他	96	
	市費	998,751	

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36	予 防 接 種 事 業		<p>事業内容 感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。</p> <p>1 定期予防接種事業 7,888,049千円 (1) 子宮頸がん予防ワクチン等 3,585,451千円 これまで接種費用の助成を行ってきた、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを新たに定期予防接種として実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん予防</td> <td>小6～高1相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>ヒブ</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 四種混合ワクチン等 1,779,897千円 従来の三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳）に不活化ポリオを加えた四種混合ワクチン(24年11月導入)等の接種を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四種混合 ----- 三種混合 不活化ポリオ</td> <td>生後3か月～7歳半未満</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 麻しん風しん混合ワクチン等 2,522,701千円 麻しん風しん混合、BCG、二種混合（ジフテリア、破傷風）、日本脳炎についてそれぞれ実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BCG</td> <td>1歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>11歳～13歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">麻しん風しん混合</td> <td>1期 1歳～2歳未満</td> <td rowspan="2">2回</td> </tr> <tr> <td>2期 5歳～7歳未満※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎※2</td> <td>1期 生後6か月～7歳半未満</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>2期 9歳～13歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで ※2 接種が完了していない方のうち、生年月日が平成7年4月2日から19年4月1日の間の方に限り、20歳未満まで接種可能</p> <p>2 高齢者インフルエンザ予防接種事業 868,826千円 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。</p>	ワクチン種類	対象者	接種回数	子宮頸がん予防	小6～高1相当の女子	3回	ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回	ワクチン種類	対象者	接種回数	四種混合 ----- 三種混合 不活化ポリオ	生後3か月～7歳半未満	4回	ワクチン種類	対象者	接種回数	BCG	1歳未満	1回	二種混合	11歳～13歳未満	1回	麻しん風しん混合	1期 1歳～2歳未満	2回	2期 5歳～7歳未満※1	日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回	2期 9歳～13歳未満
ワクチン種類	対象者	接種回数																																				
子宮頸がん予防	小6～高1相当の女子	3回																																				
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回																																				
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回																																				
ワクチン種類	対象者	接種回数																																				
四種混合 ----- 三種混合 不活化ポリオ	生後3か月～7歳半未満	4回																																				
ワクチン種類	対象者	接種回数																																				
BCG	1歳未満	1回																																				
二種混合	11歳～13歳未満	1回																																				
麻しん風しん混合	1期 1歳～2歳未満	2回																																				
	2期 5歳～7歳未満※1																																					
日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回																																				
	2期 9歳～13歳未満																																					
本 年 度	千円 8,756,875																																					
前 年 度	9,069,070																																					
差 引	△ 312,195																																					
本年度の財源内訳	国	—																																				
	県	263																																				
	その他	12																																				
	市 費	8,756,600																																				

37	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	千円 2,266,522		1 感染症・食中毒対策事業 28,395千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	894,288		2 結核対策事業 235,564千円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。
差引	1,372,234		3 エイズ・性感染症予防対策事業 62,078千円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。
本年度の 財源内訳	国	185,984	4 衛生研究所運営事業 169,299千円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。
	県	45,275	5 衛生研究所再整備事業【中期】 1,668,454千円 老朽化した衛生研究所を金沢区富岡東に移転・再整備します。
	その他	5,440	25年度は、本体工事を継続します。
	市費	2,029,823	

38	新型インフルエンザ 対策事業		事業内容 新型インフルエンザは、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大するため、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】
本年度	千円 66,057		1 医療体制の確保等 65,319千円 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等に対して配付するサージカルマスク等を備蓄します。
前年度	85,602		さらに、24年度に地域中核病院等と締結した協定に基づき、医療用資器材の整備や抗インフルエンザ薬の備蓄を進めます。
差引	△ 19,545		また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、連携の強化を図っていきます。
本年度の 財源内訳	国	725	2 市民啓発の推進 738千円 新型インフルエンザの発生に備え、正しい知識や適切な対処方法についての市民啓発や、外国語対応についての取組を進めていきます。
	県	—	
	その他	—	
	市費	65,332	

39	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 10,951千円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に中立的な立場で対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上・促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者対象の研修会を開催します。また、市民向け啓発の充実を図ります。
本 年 度		千円 43,815	
前 年 度		32,204	
差 引		11,611	
本年度の財源内訳	国	—	2 薬務事業〈拡充〉 11,956千円 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業などの許認可及び監視指導を行います。 また、医薬品の適正使用に関する啓発を引き続き実施するとともに、市民を対象とした「薬物乱用防止キャンペーン」の開催に協力するなど、薬物乱用防止啓発の一層の強化を図ります。 3 医療指導事業 20,908千円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。
	県	—	
	その他	29,698	
	市 費	14,117	

40	放射線対策推進事業		事業内容 市民生活の安全確保を図るため、乳児用食品等の流通食品や保育所・小学校給食等の核種分析検査、公共施設等のマイクロスポット測定などについて対応し、それらの検査情報などを市民へわかりやすく迅速に提供します。
本 年 度		千円 83,791	
前 年 度		160,564	
差 引		△ 76,773	
本年度の財源内訳	国	—	1 市内流通食品等検査事業 35,471千円 乳児用食品を含めた流通食品、保育園給食一食まるごと累積線量調査及び市内産農畜水産物、中央卸売市場流通食品など、流通のさまざまな段階において検査を実施し、市内に流通する食品の安全性を確認します。 2 食肉市場での牛の全頭検査事業 21,111千円 引き続き横浜市中央卸売市場食肉市場へ出荷される牛の全頭検査を実施します。 3 市民への情報提供事業 1,323千円 迅速、的確な情報提供のため、ホームページ等による広報を実施します。 4 放射線対策推進費 25,886千円 放射線対策本部を中心に各区局と連携しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対策を講じていきます。
	県	—	
	その他	83,791	
	市 費	—	

41	食の安全確保事業		事業内容 食中毒等を防止するため、また、違反食品の流通防止のために様々な角度から監視指導や検査を強化し、食の安全を確保します。
本年度	千円 297,812		1 食品衛生監視指導等事業 84,414千円 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前年度	286,922		2 食の安全強化対策事業【中期】 72,971千円 (1) カピバクター、O157等食中毒予防対策事業 事業者に対し牛や鶏の肉や牛バターの生食禁止を厳守させるため、監視指導や食肉の検査を強化します。
差引	10,890		(2) 魚介類の新たな寄生虫に対する検査事業【新規】 新たに食中毒の原因として判明した寄生虫(クドア)に対する検査体制を整備します。
本年度の財源内訳	国	6,105	(3) ノロウイルス食中毒予防対策事業 社会福祉施設等の監視指導や卸売市場、スーパー等に流通している食品の検査を実施します。
	県	—	(4) 残留農薬検査事業 輸入・国産農産物や加工品等の検査を実施します。
	その他	196,071	(5) アレルギー食品、遺伝子組換え食品等検査事業 給食や市内流通加工品等の検査を実施します。
	市費	95,636	3 市場衛生検査所運営事業 140,427千円 BSEや抗生物質等、市場流通食品の危害防止及び安全確保を目的に検査や監視指導等を実施します。

42	快適な生活環境の確保事業		事業内容 水等を介した感染症のレジオネラ症の防止対策を推進して関連施設の安全性を確保するとともに、墓地については墓地埋葬法及び本市条例の趣旨に沿って、財務状況等を厳格に審査し、許認可事務を適切に実施します。
本年度	千円 78,861		1 環境衛生監視指導事業 8,941千円 ホテル、公衆浴場、プール、理容所、美容所等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、監視指導や水質検査を実施し衛生的な環境の確保を図っていきます。
前年度	78,309		また、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置し、専門の有識者により墓地設置に係る財務状況を審査し、墓地許認可事務を適切に実施します。
差引	552		2 建築物衛生対策事業 9,545千円 レジオネラ症予防対策の徹底を図るため、冷却塔や給湯設備、循環式浴槽等の設備を設けている高齢者施設や浴場施設に対して、衛生管理体制の指導を強化します。
本年度の財源内訳	国	—	また、日常管理の手引きとなる改正したレジオネラ症防止指針に基づき、施設管理者に適正な維持管理を周知し、更に徹底していきます。
	県	120	
	その他	9,872	
	市費	68,869	

43	動物の愛護及び保護 管 理 事 業		事業内容 犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進等の動物愛護普及啓発事業、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等の動物保護管理事業を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。
本 年 度		千円 230,161	1 動物愛護センター運営事業 47,490千円 動物愛護センターは、動物行政の拠点であるとともに犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民活動を支援する地域交流の場としても活用します。 運営は動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本として、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指します。
前 年 度		226,653	
差 引		3,508	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	126,871	
	市 費	103,290	
			2 動物愛護普及啓発事業 〈拡充〉 45,086千円 (1) 普及啓発事業 保育所・小学校等の園児・児童等を対象として動物との接し方を学んでもらう「動物の飼育体験教室」や、動物の飼い主を対象とした「しつけ方教室」等の事業を開催します。 (2) 猫の不妊去勢手術の推進 飼い主のいない猫の減少を目指す本市事業の柱として、横浜市獣医師会と協働で行っている猫の不妊去勢手術費用の一部助成について、対象を4,500頭から6,000頭に拡大し、補助額を飼い猫・野良猫同一の6,000円（うち市獣医師会補助額 1,000円）として実施します。 なお、実施時期についても秋からの年1回に変更します。 また、25年度から動物愛護センターにおいて、月10頭程度の猫の不妊去勢手術を開始します。 (3) マイクロチップ装着推進事業 災害発生時に飼い主からはぐれた犬や猫を早期返還することを目的としたマイクロチップ装着費用の一部助成（対象：1,000頭）についても、継続して行います。
			3 動物保護管理事業 60,532千円 市民からの依頼にもとづく犬・猫の引取り業務、放れている犬、飼い主が不明で自活不能な猫及び傷病動物の保護収容を行います。 市民からの通報により発見された傷病動物は、横浜市獣医師会の動物病院で応急処置を行い、その後の継続治療は動物愛護センターで行います。 また、保護収容した犬や猫等の診察及び治療、飼い主への返還や可能な限りの譲渡等や、ペットショップ等の動物取扱業の監視指導を行います。
			4 狂犬病予防事業 35,743千円 狂犬病の発生予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の実施の推進、犬の登録台帳の管理、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等を行います。

44	健康づくりの推進		事業内容 市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病に着目し、健康寿命※の延伸を目標とした「第2期健康横浜21」（計画期間：25～34年度）に基づき、健康づくりに関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を実施します。
本 年 度	千円 129,607		※健康寿命について 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間で、現在、健康寿命と平均寿命の差は10年程度あります。「第2期健康横浜21」において、健康寿命を平均寿命に近づけ、その差をできる限り少なくすることが基本目標です。
前 年 度	163,269		
差 引	△ 33,662		
本年度の財源内訳	国	5,845	
	県	—	
	その他	425	
	市 費	123,337	
1 市民の健康づくり推進事業【中期】 86,656千円 (1) 健康横浜21推進事業<新規> 第2期健康横浜21計画の開始に伴い、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善に取り組みます。さらになんがん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。 また「健康に関する市民意識調査」を実施します。			
(2) 地域人材育成・活動支援 保健活動推進員、食生活等改善推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成し、活動を支援します。			
(3) 健康づくり事業 生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導などを実施します。			
2 食育の推進【中期】 3,951千円 「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、高めることを目的とした「横浜市食育推進計画」に基づき、市民の食育への関心を高め、行動につなげていくため、食育の普及・啓発に取り組みます。 普及・啓発は、食育関係団体・民間事業者等で構成する推進組織「横浜市食育フォーラム」を通じ、市民・団体・事業者が一体となった、多様で効果的な食育プロモーションを引き続き実施します。			
3 100万人の健康づくり戦略推進事業【中期】〈拡充〉 39,000千円 市民一人ひとりが壮年期から健康づくりに取り組む仕組みの検討、健康づくりや介護予防事業と連携した健康ポイントラリー、市内全域で「歩く」ムーブメントを起こすためのプロモーションを実施します。			
(1) 「歩こう」キャンペーンの展開 (2) イベント等での健康ポイントラリー（仮称）の実施 (3) ウォーキングのモニター調査			

45	がん検診事業	事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診を、実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。 また、より多くの方に受診してもらうため、子宮・乳・大腸がん検診の無料クーポン券による個別の受診勧奨を実施します。			
本年度		千円		3,211,109	
前年度				2,905,587	
差引				305,522	
本年度の財源内訳	国			445,626	
	県			—	
	その他			2,512	
	市費			2,762,971	
		区分	対象	25年度	24年度
		胃がん検診	40歳以上 (年度に1回)	54,000人	52,000人
		肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	41,000人	20,020人
		子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	110,000人	109,400人
		乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	66,500人	67,240人
		大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	132,000人	142,100人
		P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	56,000人	46,000人
		計		459,500人	436,760人

46	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)	事業内容 1 公害健康被害者対策事業 (一般会計) 682,411千円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 2 石綿健康被害者対策事業 (一般会計) 17,025千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 3 公害被害者救済事業費会計 47,906千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業			
本年度		千円		747,342	
前年度				780,428	
差引				△ 33,086	
本年度の財源内訳	国			39,298	
	県			—	
	その他			695,275	
	市費			12,769	

47	齋場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容 1 齋場運営事業 1,348,565千円 火葬業務等を円滑に行うため市営4齋場の管理運営を行います。 2 民営齋場使用料補助事業 33,118千円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営齋場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額:16,000円/件) 3 墓地霊堂事業 309,446千円 市営墓地(久保山・三ツ沢・日野公園・根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、24年度に引き続き未使用区画の再募集(三ツ沢墓地 300区画を予定)を行います。 4 メモリアルグリーン事業 294,773千円 メモリアルグリーンの管理運営を行うとともに、使用者募集(樹木型 約380体、慰霊碑型 約1,700体)を行います。 5 日野公園墓地納骨堂整備事業 14,069千円 納骨堂整備に向けた基本設計を実施します。
	本年度	千円 1,999,971	
前年度	2,137,658		
差引	△ 137,687		
本年度の財源内訳	国	—	
	その他	1,441,962	
	市債	—	
	市費	558,009	

外郭団体関連予算（案）一覧

【歳出】

(単位：千円)

団体名	区分	25年度	24年度	増 △ 減	主な事業内容
(財)寿町勤労者福祉協会	補助金	68,464	68,464	0	① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等
	委託料	47,185	47,185	0	① 寿生活館の管理
	計	115,649	115,649	0	
(福)横浜市社会福祉協議会 <合計>	補助金	5,628,796	5,805,047	△ 176,251	
	委託料	1,309,549	1,320,701	△ 11,152	
	計	6,938,345	7,125,748	△ 187,403	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,468,076	1,524,562	△ 56,486	① 法人運営費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ ふれあい助成金事業への支援(休止)
	委託料	1,178,316	1,170,951	7,365	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,646,392	2,695,513	△ 49,121	
障害者支援センター	補助金	4,160,720	4,280,485	△ 119,765	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	131,233	149,750	△ 18,517	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営 ② 地域活動ホーム相談事業
	計	4,291,953	4,430,235	△ 138,282	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	補助金	184,488	187,157	△ 2,669	① 事業団の運営
	委託料	2,502,252	2,456,159	46,093	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,686,740	2,643,316	43,424	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	6,270	7,471	△ 1,201	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	907,921	920,003	△ 12,082	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	914,191	927,474	△ 13,283	
合計		10,654,925	10,812,187	△ 157,262	

【歳入】

(単位：千円)

団体名	区分	25年度	24年度	増 △ 減	主な内容
(福)横浜市社会福祉協議会	貸付元利収入	192,000	0	192,000	平成5年度～15年度のふれあい助成金事業への貸付金の一部償還
合計		192,000	0	192,000	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし

地域主権改革（第1次及び第2次一括法等）に伴う条例の制定・改正について

1 地域主権改革（第1次及び第2次一括法等）の概要

- ・第1次及び第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第37号及び法律第105号））等の施行に伴い、都道府県から基礎自治体への権限移譲、国の義務付け・枠付けの見直しが行われることになりました。
- ・国の義務付け・枠付けの見直しは、これまで国が一律に地方自治体に義務付けてきた基準等を、地方公共団体が自ら設定できるようにすることを目的としたものです。
- ・国が一律に定めてきた施設・公物設置管理の基準が、地方自治体の条例に委任されます。
- ・基準を定める条例の制定については、第4回市会定例会において関係議案が可決されました。

2 本市で条例を定める基準（福祉分野・健康福祉局所管分：17条例）

No.	条例	法律
1	横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	生活保護法
2	横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	障害者自立 支援法 ^{※1}
3	横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	
4	横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例	
5	横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	
6	横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例	
7	横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	
8	横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	
9	横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	老人福祉法
10	横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	
11	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	介護保険法
12	横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例	
13	横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例	
14	横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例	
15	横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例	
16	横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例	
17	横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例	

※1 平成24年6月に法律が改正され、「障害者自立支援法」（一括法制定時から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が変更された。いずれの条例も平成25年4月1日施行

3 主な独自基準一覧

分野	国の基準	国の基準に追加・修正する本市独自基準
保護施設の設備及び運営(No.1)	・(国の基準なし)	・「救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」を追加
	・(国の基準なし)	・「救護施設等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。」等を追加
障害者支援施設の設備及び運営(No.2～7)	・(国の基準なし)	・「人員、設備、運営等に関し、この条例に規定する基準を超えて常に向上させるよう努めるものとする。」を追加
特別養護老人ホーム等の設備及び運営(No.10～11)	・(施設の運営に当たっての連携) 市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携	・連携先に「地域包括支援センター、老人介護支援センター等」を追加
	・(入所者に対する身体的拘束) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	・身体的拘束を行う前に「入所者又はその家族への説明」を義務化 ・事前に説明できない場合は、「事後に速やかに家族への説明」を義務化
	・(協力歯科医療機関の定め) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	・協力歯科医療機関の定めを義務化
	・(設備基準) 廊下の幅は、1.8m以上。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上。	・中廊下の幅の緩和(1.8m以上)
指定地域密着型サービスの設備及び運営(No.15・17)	・小規模多機能型居宅介護の宿泊室 原則：個室で7.43㎡以上 例外：利用者の処遇上必要と認められる場合 プライバシーが確保されていること ・合計面積：個室以外の定員×おおむね7.43㎡以上	・原則：個室で7.43㎡以上 例外：個室の設置が構造上困難な場合 プライバシーが確保されていること ・合計面積：宿泊室の定員×7.43㎡以上
	・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護に備えるべき設備として、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等を規定	・便所と洗面設備を追加し、仕様として「要介護者が利用しやすいもの」と規定。 ・事務室を追加し、共用のスペースから分離されたものとする。
	・認知症対応型共同生活介護の共同生活住居について、その数、入居定員、備えるべき設備等を規定	・共同生活住居の全ての設備等を同一フロアに置くことが原則と規定。 ・人員配置等により日常生活に支障がない場合には、同一フロア外に設備を置くことも例外的にできる。
保護施設、高齢者施設、障害者施設(共通)	・(国の基準なし)	・サービス・施設の事業者及びその役員に、暴力団関係者の排除条項を追加

横浜市福祉のまちづくり条例の全部改正について

1 趣旨

横浜市では、本市の自主条例である「横浜市福祉のまちづくり条例（福まち条例）※1」とバリアフリー法の委任条例である「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（建築物バリアフリー条例）※2」によって、バリアフリーのまちづくりを進めてきました。

少子高齢化など大きく変化している社会環境へ対応し、市民の皆様や事業者等にとってわかりやすい条例とするため、建築物バリアフリー条例との一本化を含めた福祉のまちづくり条例の全部を改正いたしました。

2 検討経過

条例改正にあたっては、福まち条例に基づく付属機関である「横浜市福祉のまちづくり推進会議」において、平成 23 年度から検討を行ってまいりました。

3 改正の主な内容

（1）建築物バリアフリー条例との一本化

市民の皆様、事業者等にとって分かりやすい条例とするため、建築物バリアフリー条例を廃止し、福まち条例に一本化しました。

（2）福まち条例の理念の明確化【前文】

福まち条例は、障害理解や思いやりの気持ちの醸成などのソフトの取組と、誰もが安全に安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としています。

この福まち条例の理念を市民に分かりやすい言葉で、条例の前文に明文化し、横浜市として取り組むべき姿勢を明確化しました。

（3）市民参画の確保【改正福まち条例第 18 条】

福祉のまちづくりに関する施策を進める際には、広く市民の皆様、事業者等から意見を求めることを規定しました。

これまでも基本的施策を進める際には、市民意見募集や障害者団体にヒアリングを行うなど、広く意見を聴取して施策に反映してきましたが、条例に規定することで、これまで以上に市民の皆様、事業者等とともに福祉のまちづくりを推進していきます。

（4）2,000 m²以上の共同住宅を委任規定※3の対象に追加【改正福まち条例第 19 条】

現在、床面積の合計が 1,000 m²以上の共同住宅に対して自主規定※4のみが適用されていますが、新たに 2,000 m²以上の共同住宅を委任規定の対象として条例に追加し、バリアフリー化の図られた住宅の整備を進めます。

委任規定の対象に追加することにより、バリアフリーに関する整備基準が建築確認で審査され、これに適合しないと工事に着手できません。適合していない場合は、バリアフリー法に基づく命令・罰則の規定の適用の対象となります。

4 条例公布日

平成 24 年 12 月 28 日

(条例は市ホームページでご覧いただけます。

ヨコハマ・ふくまち. net～福祉のまちづくり～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/>)

5 今後のスケジュール (予定)

年月	内容
平成 25 年 1 月 25 日～ 2 月 23 日	条例施行規則素案 (建築物の整備基準案) の意見募集
平成 25 年 6 月	条例施行規則を公布
平成 26 年 1 月	条例及び条例施行規則を施行

※1 横浜市福祉のまちづくり条例 (福祉のまちづくり条例)

平成 9 年制定の自主条例。心のやさしさや思いやりの啓発 (教育) する取組 (=ソフト) や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める (=ハード) など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進しています。横浜市福祉のまちづくり条例施行規則では、施設整備基準を定めています。

※2 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例 (建築物バリアフリー条例)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下「バリアフリー法」という。) 第 14 条第 3 項の規定に基づき、平成 16 年に制定した法委任条例。バリアフリー法施行令で定められた基準に、①対象建築物の追加、②対象規模の引下げ、③整備基準の追加 をしており、建築基準法の関係規定であるため、建築確認、完了検査等の対象となります。

※3 委任規定

バリアフリー法施行令で規定された①対象用途②対象規模③整備基準を、バリアフリー法に基づき条例で強化する規定。建築する際、この基準に適合していないと建築基準法の規定により建築工事に着手することができない。

※4 自主規定

より使いやすい理想的な整備の実現を目指すために市独自に定めている基準。

よこはま保健医療プラン 2013 の素案について

1 プランの基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨と位置づけ

- 平成 24 年 3 月、国において医療法施行規則や医療提供体制の確保に関する基本方針が改正され、精神疾患や在宅医療に関する医療連携体制を医療計画に記載することとされました。
- こうした動きや、いわゆる 2025 年問題に象徴されるような今後の急速な高齢化の進展など、保健医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、横浜市の保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として、「よこはま保健医療プラン 2013」を策定することとしました。
- 平成 25（2013）年度を初年度とし、平成 29（2017）年度までの 5 年間で計画期間とします。

(2) 基本理念

- 市民一人ひとりが自らの健康に向き合い、主体的かつ積極的に保健医療に関わり、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことができる社会の実現に向けて、保健・医療・福祉の様々な担い手の連携・協働を進め、市民中心の保健医療の仕組みづくりを推進します。
- 「2025 年問題」に象徴されるように、今後 10 数年間で高齢化が一層進展し、後期高齢者数が大幅かつ急速に増加することが見込まれる本市において、市民一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現に向け、取り組むべき施策を推進します。

2 横浜市の保健医療の概況

横浜市の保健医療の概況としては、人口あたりの病床数は少ないものの在院日数は短く、医療費も低い水準となっているが、一方で平均寿命・健康寿命は長く、市民の健康水準は高く維持されているといえます。

今後は、急速に進展する超高齢社会に対応するために、療養病床や在宅医療を中心に適切な医療機能を整備していくことや、市民の健康寿命を延ばしていく取組などが重要になると考えられます。

3 横浜市の保健医療の目指す姿（施策の方向性）

保健・医療関係機関相互の連携のもと、切れ目のない保健医療サービスを提供する体制を整備し、市民が必要な時に、身近なところで、安全で質の高いサービスを安心して受けられるようにするとともに、市民の主体的な健康づくりを支援していきます。

また、いわゆる「2025 年問題」に象徴される超高齢社会において、市民が安心して暮らしていける社会の実現を目指し、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制を整備していくため、必要な施策に取り組んでいきます。

4 主な福祉・介護等と関連する施策（抜粋）

(1) 在宅医療

在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> 効率的で質の高い在宅医療連携体制を構築していくため、各区において中心的な役割を担う在宅医療連携拠点を整備 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 在宅医療を担う医師の確保・養成、負担の軽減（在宅療養支援診療所・かかりつけ医の診療機能のデータベース化、地域の診療所等の医師を対象とした在宅医養成研修の実施） 在宅医療連携のコーディネート（在宅医療に関わる多職種間の連携調整等を行うコーディネーター機能を設置、地域における医療・介護関係者による協議の場を定期的を開催） 在宅医療に関する普及啓発 横浜市在宅療養連携協議会の開催
終末期医療	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院や緩和ケア病棟を有する医療機関との連携 終末期医療に関する啓発
医療と福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの機能の充実 医療・福祉関係者を対象とした研修実施 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスの推進と周知・利用促進 小規模多機能型居宅介護と訪問看護事業所を組み合わせた複合型サービスの整備推進 訪問看護充実のための研修会の実施

(2) 難治性疾患対策

<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法において障害者の定義に新たに難病等が追加され、国において具体的な難病患者支援の仕組みについて検討が行われているため、その動きを注視し、市として適切に支援していけるよう対応する

(3) 認知症疾患対策

<ul style="list-style-type: none"> 認知症疾患医療センターの設置推進、医療体制の強化 医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を育成 幅広い世代への認知症サポーター養成講座の実施、「よこはま認知症コールセンター」の運営
--

(4) 障害児・者の保健医療

医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害特性を理解して対応する医療従事者等を育成 障害者が受診しやすい医療環境整備のさらなる充実 障害児・者を対象とする医療等を提供できる地域医療機関リストの作成・配布
リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門的サービスの提供による在宅支障害児・者の地域生活の充実
重症心身障害児・者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 多機能型拠点、重症心身障害児施設の整備

※ よこはま保健医療プラン2013の完成版は、各委員に別途送付させていただきます。

第 2 期健康横浜 2 1（案）の概要

1 「第 2 期健康横浜 2 1」が目指す健康づくり

(1) 策定の趣旨

「健康」の概念は広く、感染症等の疾病やこころの健康などさまざまな課題がありますが、市民の最も大きな健康課題の 1 つである生活習慣病に着目し、今後 10 年間の横浜市の健康づくりの指針となる第 2 期健康横浜 2 1 を策定します。

(2) 計画期間

平成 25 年度から 34 年度

(3) 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

(4) 基本目標

10 年間にわたり健康寿命を延ばします。

(5) 取組テーマ

ア 生活習慣の改善（「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の 5 つの分野から、生活習慣の改善にアプローチします。）

イ 生活習慣病の重症化予防（がん検診・特定健診の普及を進めます。）

(6) 第 2 期計画を推進する視点

健康づくりに関する意識・知識を行動につなげる取組をいっそう効果的に進めるため、3 つの視点で計画を推進します。

ア ライフステージに合わせた取組

育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）

働き・子育て世代（成人期）

稔りの世代（高齢期）

イ 「きっかけづくり」と「継続支援」を踏まえた取組

ウ 人口構造や世帯構造、疾病状況、社会資源等の区の特性を踏まえた、さまざまな関係機関・団体と連携した取組

2 横浜市民の健康を取り巻く現状

- 市民の死因の 6 割をがん、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が占めており、脳血管疾患については、要介護状態となる最も大きな原因疾患となっています。
- 人口の高齢化の進展により、生活習慣病のリスクはますます増加すると考えられます。
- 未婚率の増加や単身世帯の増加など世帯構造の変化により、要介護者が増加した場合の社会的な負荷が高まると考えられます。

(参考) 横浜市民の平均寿命と健康寿命*

	健康寿命 (22 年)		平均寿命 (22 年)	
	男性	女性	男性	女性
全国	70.42 歳	73.62 歳	79.55 歳	86.30 歳
神奈川県	70.90 歳	74.36 歳	80.36 歳	86.74 歳
横浜市	70.98 歳	75.65 歳	80.42 歳	86.98 歳

*健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいいます。

3 行動目標と取組について

(1) ライフステージ別行動目標

		育ち・学びの世代 (乳幼児期から青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	稔りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかり食べる	野菜たっぷり・塩分少なめ バランスよく食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯磨き	定期的に歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日楽しくからだを動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く、外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠とってしっかり休養	
生活習慣病の重症化予防			定期的ながん検診を受ける 1年に1回 特定健診を受ける	

(2) 取組に対する考え方

- 地域や対象となるライフステージの特性を総合的に捉え、重点的に取り組む行動目標を設定することや、複数の行動目標を組み合わせることで、効果的に取組を進めます。
- 健康づくりを意識しなくても健康により行動を取れる機会づくり等、健康づくりの広がりのための工夫を行います。

4 計画の推進体制

- 健康づくりに係るさまざまな団体や専門家からなる**健康横浜21推進会議**を設置し、各関係機関が情報を共有しながら具体的な取組につながることを目指します。
- 新たに、**健康横浜21市内連絡会議**を設置し、関係部署が市民の健康づくりに関する情報の共有化と連携を高めるとともに、必要に応じて横断的な取組を推進します。

5 計画の評価

(1) 評価スケジュール

計画期間の中間年にあたる29年度には中間評価を、33年度には取組の最終評価を行います。

(2) 評価方法

- 基本目標である健康寿命の変化をみるとともに、目標値を設定した行動目標指標（26項目）の変化を確認します。
- 取組のプロセスも含めた総合的な評価を行うため、生活習慣病に関連する疾病状況や身体状況、生活習慣、意識・知識、社会環境に関するデータを、モニタリング項目（81項目）として設定し、行動目標と併せて進捗状況を確認します。

※ 第2期健康横浜21の完成版は、各委員に別途送付させていただきます。

横浜市社会福祉審議会 委員名簿 (案)

(任期：平成25年1月12日～平成28年1月11日)

敬称略

		氏名	団体	分科会
市会議員	1	齋藤 伸一	市会健康福祉・病院経営委員会 委員長	民生
	2	坂井 太	市会健康福祉・病院経営委員会 副委員長	民生
	3	大山 しょうじ	市会健康福祉・病院経営委員会 委員	民生
社会福祉事業従事者(五十音順)	4	小池 純子	横浜市リハビリテーション事業団常務理事	身障
	5	坂田 信子	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長	身障
	6	佐々木 寛志	横浜市社会福祉協議会会長	高齢
	7	竹田 一雄	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長	高齢
	8	中西 晴之	横浜知的障害関連施設協議会会長	民生
	9	中野 しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長	高齢
	10	長谷川 正義	横浜市民生委員児童員協議会会長	民生
	11	早坂 由美子	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会副会長	身障
	12	堀越 ひろみ	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人	高齢
	13	松井 住仁	横浜市福祉事業経営者会会長	高齢
学識経験者(五十音順)	14	岩沢 弘秋	横浜市労働組合連盟執行副委員長	身障
	15	熊澤 美香	横浜弁護士会 弁護士	民生
	16	新保 美香	明治学院大学社会学部教授	高齢
	17	橋本 泰子	大正大学 名誉教授	民生
	18	平井 晃	横浜市身体障害者団体連合会理事長	身障
	19	藤塚 正人	神奈川新聞社編集局次長兼報道部長	身障
	20	古谷 正博	横浜市医師会副会長	高齢
	21	横井 正巳	横浜市町内会連合会顧問	民生
	22	渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部教授	身障

平成25年2月12日 時点

横浜市社会福祉審議会 分科会ごと名簿 (案)

民生委員審査専門分科会

敬称略

1	会長	さいとう しんいち 芥藤 伸一	市会健康福祉・病院経営委員会 委員長
2	職務代理	さかい たい 坂井 太	市会健康福祉・病院経営委員会 副委員長
3		おおやま しょうじ 大山 しょうじ	市会健康福祉・病院経営委員会 委員
8		なかにし はるゆき 中西 晴之	横浜知的障害関連施設協議会会長
10		はせがわ まさよし 長谷川 正義	横浜市民生委員児童員協議会会長
15		くまざわ みか 熊澤 美香	横浜弁護士会 弁護士
17		はしもと やすこ 橋本 泰子	大正大学 名誉教授
21		よこい まさみ 横井 正巳	横浜市町内会連合会顧問

身体障害者福祉専門分科会

敬称略

4	職務代理	こいけ じゅんこ 小池 純子	横浜市リハビリテーション事業団常務理事
5		さかた のぶこ 坂田 信子	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長
11		はやさか ゆみこ 早坂 由美子	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会副会長
14		いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	横浜市労働組合連盟執行副委員長
18	会長	ひらい あきら 平井 晃	横浜市身体障害者団体連合会理事長
19		ふじづか まさと 藤塚 正人	神奈川新聞社編集局次長兼報道部長
22		わたなべ まさたか 渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部教授

高齢者福祉専門分科会

敬称略

6		ささき ひろし 佐々木 寛志	横浜市社会福祉協議会会長
7		たけだ かずお 竹田 一雄	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長
9		なかの しずよ 中野 しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長
12		ほりこし ひろみ 堀越 ひろみ	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人
13	職務代理	まつい じゅうにん 松井 住仁	横浜市福祉事業経営者会会長
16	会長	しんぼ みか 新保 美香	明治学院大学社会学部教授
20		ふるや まさひろ 古谷 正博	横浜市医師会副会長

平成25年2月12日 時点

横浜市社会福祉審議会 身体障害者障害程度審査部会 名簿

平成25年1月12日～平成28年1月11日

敬称略

	障害分野	委員名(敬称略)	所 属 職 名
1	肢体不自由	腰野 富久	横浜市立大学医学部 名誉教授
2	肢体不自由	伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
3	肢体不自由	白野 明	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
4	肢体不自由	前廣 進	前廣整形外科柳町診療所 院長
5	肢体不自由	安藤 徳彦	(前)横浜市市民総合医療センター リハビリテーション科 教授
6	肢体不自由	半澤 直美	横浜市南西部地域療育センター準備室長
7	視覚障害	水木 信久	横浜市立大学医学部 眼科教授
8	視覚障害	飯島 康仁	前横浜市立大学医学部 眼科准教授
9	聴覚～ そしゃく機能障害	大石 公直	横浜療育医療センター
10	聴覚～ そしゃく機能障害	持松 いづみ	横浜市立大学医学部 客員准教授
11	心臓 呼吸器機能障害	遠山 慎一	横浜船員保険病院 院長
12	心臓 呼吸器機能障害	大河内 明子	前横浜船員保険病院 呼吸器内科部長
13	じん臓機能障害	池田 弓子	前横浜南共済病院 副院長
14	ぼうこう 直腸、小腸機能障害	土屋 周二	横浜市立大学医学部 名誉教授
15	ぼうこう 直腸、小腸機能障害	大木 繁男	横浜市立大学附属市民総合医療センター 消化器病センター医師
16	免疫機能障害	立川 夏夫	横浜市立市民病院 感染症部部長
17	そしゃく機能障害	藤田 浄秀	横浜市立大学医学部 名誉教授
18	肝臓機能障害	多羅尾 和郎	神奈川県立がんセンター顧問 (たらお内科・消化器科 院長)

平成25年2月12日時点

横浜市社会福祉審議会 幹事 名簿 (案)

1	健康福祉局長	おかだ 岡田	てるひこ 輝彦
2	保健所長 (担当理事兼)	とよざわ 豊澤	たかひろ 隆弘
3	健康福祉局 医療政策室長	ますすみ 増住	としひこ 敏彦
4	健康福祉局 担当理事 (保健医療医務監)	みずの 水野	てつひろ 哲宏
5	健康福祉局 副局長 (総務部長兼)	すずき 鈴木	としゆき 紀之
6	健康福祉局 担当理事 (企画部長兼)	とくだ 徳田	ふみお 文男
7	健康福祉局 地域福祉保健部長	いそがい 磯貝	やすまさ 康正
8	健康福祉局 生活福祉部長	ほんだ 本田	ひでとし 秀俊
9	健康福祉局 障害福祉部長	かみやま 神山	あつし 篤
10	健康福祉局 高齢健康福祉部長	めんどり 妻鳥	かずとみ 一富
11	健康福祉局 健康安全部長	はたざわ 畑澤	けんいち 健一

平成25年2月12日時点